

令和5年第1回定例会（2月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

福祉環境委員会提出資料

—— 当初予算・議案関係 ——

令和5年2月16日

健康福祉部

目

次

◎当初予算関係

【健康福祉部】

- ・令和5年度健康福祉部の主要施策について 1

【福祉政策課】

- ・日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業 2
- ・補聴器相談事業 3

【地域・家庭福祉課】

- ・福祉人材確保推進事業 4
- ・「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 5
- ・（新）再犯防止推進事業 6
- ・次世代育成支援対策施設整備事業 7
- ・家庭養護推進体制整備事業 8
- ・子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業 9
- ・生活保護費 10

【長寿社会課】

- ・地域でつなぐ認知症支援推進事業 11
- ・老人福祉施設等環境整備事業 13
- ・地域介護福祉施設等整備事業 14
- ・老人福祉総合エリア改修事業 15
- ・介護給付費負担金 16
- ・介護人材確保対策事業 17
- ・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業 19
- ・（新）介護保険業務オンライン化推進事業 20

【国保・医療指導室】

- ・福祉医療費等助成事業 21
- ・国民健康保険事業 22

【障害福祉課】

- ・障害者県地域生活支援事業 24
- ・障害者差別解消推進事業 26
- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス継続支援事業 28
- ・医療的ケア児等総合支援事業 29
- ・障害児・者施設整備補助事業 30
- ・ひきこもり対策推進事業 31

【健康づくり推進課】

- ・生活習慣病対策事業 32
- ・「あきた健康宣言！」推進事業 33
- ・健（検）診受診率向上総合対策事業 35
- ・がん対策総合推進事業 36

【保健・疾病対策課】

- ・心はればれ県民運動推進事業 38
- ・妊娠・出産への健康づくり支援事業 40
- ・感染症対策事業 42
- ・新興感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症分） 44

【医務薬事課】

- ・ 災害医療体制整備事業 …… 4 7
- ・ 医療保健福祉計画推進事業 …… 4 8
- ・ 在宅医療推進支援事業 …… 5 0
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業 …… 5 1

【医療人材対策室】

- ・ 医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業 …… 5 3
- ・ 東北で育てる秋田の医師養成事業 …… 5 5

◎議案関係

【福祉政策課】

- ・ 秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案の概要について …… 5 6
- ・ 秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例案の概要について …… 5 7

【地域・家庭福祉課】

- ・ 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要について …… 5 8

【長寿社会課】

- ・ 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について …… 6 2

【障害福祉課】

- ・ 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する2条例案の概要について …… 6 3

【医療人材対策室】

- ・ 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案の概要について …… 6 9

高齢化や人口減少等に伴う本県の将来的な課題を見据えた計画策定や、健康寿命の延伸に向けた取組の充実、医療・介護・福祉分野の人材確保・育成に向けた取組等の推進を図り、全ての人々が心豊かに暮らせる環境づくりを進める。

【戦略5】健康・医療・福祉戦略

【選択・集中プロジェクト】デジタル化の推進

【目指す姿1】健康寿命日本一の実現

- ✓ **生活習慣の改善に向けた意識の醸成・向上**
・「秋田スタイル健康な食事」や「新・減塩音頭」の一層の普及啓発による減塩意識や食習慣の改善
- ✓ **たばこによる健康影響に対する取組の強化**
・受動喫煙ゼロ推進キャンペーンの拡充、禁煙に係る相談体制の充実



- ✓ **特定健診・がん検診の受診率の向上**
・若年女性の子宮頸がん検診受診促進のための助成の開始

- 【R5年度に策定する主な計画】
- 健康秋田21計画
 - 秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画 等

- ✓ **アプリを活用した健康づくりの促進**
・スマホアプリを活用した企業対抗型ウォーキングイベントの開催

【目指す姿2】安心で質の高い医療の提供

- ✓ **若手医師の県内定着に向けた支援**
・地域枠医学生への修学資金の貸与や、あきた医師総合支援センターによる若手医師のキャリア形成支援の充実
- ✓ **医師の働き方改革に資する取組**
・医療機関が行う医師の勤務環境改善のための整備に係る支援
- ✓ **がん相談支援・情報提供体制の強化**
・がんサロン活動への支援や、がん患者団体のネットワーク強化によるピア・サポートの充実
・県民のがんに対するリテラシー向上を図るための講座の開催

- ✓ **医療提供体制の強化**
・不足している心臓リハビリテーションの施設の整備や指導士等の人材育成に係る支援
・県北地域への地域救命救急センター設置に向けた支援

- 【R5年度に策定する主な計画】
- 秋田県医療保健福祉計画
 - 秋田県がん対策推進計画
 - 秋田県医師確保計画 等

- ✓ **新型コロナウイルス感染症の罹患後症状への対応**
・罹患後症状診療のレベルアップに資する医療機関向け研修会の開催

- ✓ **医療のデジタル化の推進**
・かかりつけ医等によるオンライン診療モデルの構築
・院内または病院間の急性期診療に係る医療情報の連携体制の構築



【目指す姿3】高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化

- ✓ **介護・福祉人材の育成・確保に向けた取組の推進**
・職員の処遇改善や人材育成等に積極的に取り組む事業所を県が認証する「介護サービス事業所認証評価制度」の普及の推進
・福祉人材キャリア支援専門員の配置による新規就労者の定着支援や、新規求職者の開拓
- ✓ **認知症予防に向けた取組の強化**
・地域の実情に応じた活動への支援の充実



医療的ケア児支援センター「コラン」

- ✓ **医療的ケア児への地域生活に対する支援の充実**
・医療的ケア児支援センターによる切れ目のない支援の実施
・県内の医療的ケア児の実態と支援体制に関する状況調査の実施

- 【R5年度に策定する主な計画】
- 秋田県地域福祉支援計画
 - 秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画
 - 秋田県障害福祉計画・障害児福祉計画

- ✓ **介護ロボット・ICTの導入促進**
・介護ロボットやICTの導入に取り組む事業所への支援の強化
- ✓ **介護保険業務のオンライン化の推進**
・事業所からの各種申請や届出のオンライン化

【目指す姿4】誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現

- ✓ **子どもの貧困対策の推進**
・子どもの貧困対策推進のためのコーディネーター配置及び新規活動団体への補助
- ✓ **ひきこもり支援のための人材育成**
・ひきこもり相談支援センター職員に対する専門研修の実施

- ✓ **里親委託の推進に向けた取組の充実**
・里親登録者向けの研修メニューの充実や、里親支援専門相談員等による家庭訪問の強化

里親PRキャラクター「エーナファミリー」



- ✓ **自殺に関するSNS相談の充実**
・SNS相談の通年実施や、秋田大学自殺予防総合センターと連携した相談員の育成
- ✓ **子ども・女性・障害者相談センター（仮）における相談業務のデジタル化の推進**
・相談業務に係る負担軽減や質の向上のため、デジタル技術を活用した音声認識システムの運用を開始

予算額 632,560千円 (国 512,751 諸 9 〇 119,800)

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症対策と日常生活回復の両立及び陽性者の早期発見等につなげるため、感染拡大期において感染不安を感じる無症状の県民が無料でPCR等検査を受けられる環境を整備する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 無料検査実施事業者への補助 605,500千円

①補助先

検査を実施する民間検査機関・薬局等

②対象経費

- ・検査費用（PCR等検査・抗原定性検査）
- ・検査体制整備に係る初期費用

③補助率 10 / 10

④補助内訳

区分	令和5年度分(令和5年3月検査分～)
PCR等検査	9.5千円× 5万回
抗原定性検査	4千円×3.1万回
初期費用	1,300千円× 5か所

※事業財源の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行手続き上、4月に支払いとなる3月分については令和5年度予算に計上している。

(2) 事務局の運営委託 24,657千円

- ・県民等の相談に対応するコールセンター設置
- ・補助金支払い業務

(3) 事務費、報償等 2,403千円

予算額 5,538千円（○ 5,538）

1 事業目的

補聴器が必要な高齢者等が適切な補聴器を購入できる環境を整備するため、補聴器外来設置等に係る経費の助成を行う。

2 実施主体 県**3 事業内容****（1）医師に対する研修会参加経費の助成**

538千円

補聴器外来の設置等につながる研修への参加や補聴器医療の専門的技術を習得するために必要な経費を助成

- ・対象 補聴器適合判定医師研修会または補聴器相談医講習会への参加
- ・補助率 県 10 / 10

（2）医療機関に対する検査機材導入経費の助成

5,000千円

補聴器外来の設置に当たり、補聴器適合検査施設の届出を行う医療機関に対し、施設基準を満たすための検査機材導入等に係る経費を助成

- ・補助率 県 1 / 2（上限額1,000千円）

【参考】補聴器適合検査について

補聴器適合検査にかかる診療報酬を請求するためには、施設基準を満たすものとして、厚生労働省に届出をする必要がある。

<補聴器適合検査にかかる施設基準>

- （1）耳鼻咽喉科を標榜している保険医療機関であり、厚生労働省主催補聴器適合判定医師研修会を修了した耳鼻咽喉科を担当する常勤の医師が1名以上配置されていること
- （2）当該検査を行うために必要な装置・器具を常時備えていること

予算額 19,214千円 (Ⓐ 19,214) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

福祉・介護の仕事のイメージアップを図り、若年層をターゲットにして人材確保を図る。また、求職者に対する福祉の仕事の斡旋等により、人材の確保と定着を図る。

2 事業内容

(1) 福祉人材確保推進協議会事業 912千円

①福祉人材確保推進協議会 (2回)

- ・協議会における事業進捗の確認
- ・啓発資料の内容検討

②求職者や学生等に対する啓発資料作成等

(2) 小学生向け福祉教育副読本の作成・配付 416千円

小学校の授業で活用する福祉教育副読本を県内の全小学3年生に配付する。

(3) 中学校における福祉の仕事セミナーの開催 2,347千円

県内の中学校を訪問して、キャリア教育の授業等において、福祉の仕事を学ぶセミナーを開催する。

- ・委託先 (福) 秋田県社会福祉協議会
- ・回数 1回×10校

(4) 福祉人材マッチング機能強化事業

15,539千円

県内3か所にキャリア支援専門員を配置して福祉事業所等を巡回し、求職者とのマッチングを行う。また、女性や高齢者等の求職者開拓を行うとともに、新規就労者の定着支援等を行う。

- ・委託先 (福) 秋田県社会福祉協議会

予算額 26,209千円 (国 220 入 5,250 〇 20,739) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

地域共生社会の実現を見据え、次期地域福祉支援計画を策定するとともに、市町村における重層的支援体制の円滑な構築を支援する。

介護が必要な家族等をサポートするケアラーが相談しやすい環境づくりに向け、ケアラーに係る問題を周知するとともに、支援体制を整備する。

2 事業内容

(1) 地域福祉支援計画推進事業 515千円
地域福祉支援計画専門分科会開催 (3回)

(2) 重層的支援体制構築に向けた支援事業 294千円
・市町村に対する研修等開催 (2回)
・アドバイザー派遣 (4市町村)

(3) ケアラー支援・普及啓発事業 (長寿社会課から移管) 5,250千円

①実施主体 県
(一部をNPO法人秋田県介護支援専門員協会へ委託)

②内 容
・普及啓発セミナーの開催
・相談援助従事者研修の開催
・オンラインつどいの場の運営
・普及啓発資材の制作
・SNS相談窓口の運営

(4) 重層的支援体制整備事業交付金

20,150千円

複雑な課題を抱える人を一体的・重層的に支援するため、市町村が行う体制整備等を支援する。

- ・補助対象 大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、湯沢市
- ・対象経費 市町村の実施する重層的支援体制整備事業のうち多機関協働事業等の事業費
- ・負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4

○重層的支援体制整備事業とは

生活の中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えることを目的に創設された。

市町村等が相談を受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「断らない相談支援」、「参加支援 (就労支援等)」、「地域づくりに向けた支援 (交流できる場や居場所の確保等)」の3つの支援を一体的に実施する事業である。

予算額 3,083千円 (国 1,500千円 〇 1,583千円)

<p>1 事業目的 罪を犯した人が、社会生活へ円滑に定着できる よう地域で支える体制を強化し、再犯防止を図る。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容 (1) 再犯防止推進ネットワーク強化事業 132千円</p> <p>①秋田県再犯防止推進協議会 ・内容 秋田県再犯防止推進計画の進捗管理、 再犯防止施策の取組方針検討等 ・構成 県、国関係機関、更生保護団体 等</p> <p>②市町村再犯防止支援体制強化会議 ・内容 市町村の取組状況及び課題の情報共 有、国及び県が実施する再犯防止施 策の情報提供 等 ・構成 県、国関係機関、市町村 等</p> <p>(2) 再犯防止推進研修会 127千円 事例発表や有識者の講義等を交えた研修を実 施し、市町村担当者の資質向上を図る。 ・対象 市町村</p>	<p>(3) 再犯防止相談支援事業 2,824千円 罪を犯した人が、社会生活を送るうえで抱え る様々な悩みに関する相談を受け、必要に応じ、 福祉制度等の適切な施策へと取りつなぎを行う 「再犯防止相談支援窓口」を設置する。</p> <p>・委託先 (福) 晃和会</p>
---	--

予算額 23,980千円 (国 20,647 債 2,600 ー 733)

<p>1 事業目的 代替養育が必要な児童に、より家庭的な生活環境を提供することにより児童福祉の向上を図るため、施設の小規模かつ地域分散化を支援する。</p> <p>2 実施主体 社会福祉法人等</p> <p>3 事業内容 児童養護施設の本体施設と分園型小規模グループケアの整備に要する費用を助成する。</p> <p>①補助先 (福) ファミリーケアサービス ②対象施設 県南愛児園ドリームハウス (横手市) ③補助対象 ・ 本体施設 1 施設 ・ 分園型小規模グループケア 4 施設 ④補助額 23,980千円</p> <p>[建設予定] 令和5年度 分園型小規模グループケア 1 棟 令和6年度 本体施設 1 棟 分園型小規模グループケア 3 棟 ※総事業費 450,692千円</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td>1 施設 ・ 事務室 ・ 入所定員30人</td> <td>1 施設 (新設) ・ 事務室 ・ 一時保護定員4人 (ショートステイ機能有) <整備予定地> ・ 横手市南町</td> </tr> <tr> <td>地域小規模児童養護施設</td> <td>1 施設 ・ 入所定員6人</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>分園型小規模グループケア</td> <td>なし</td> <td>5 施設 新設：4 施設 既存：1 施設 〔中古住宅を自己資金で購入〕 〔R5.4.1運営開始〕 ・ 入所定員6人×5 <整備予定地> ・ 横手市安田×1 ・ 横手市南町×2 ・ 横手市前郷二番町×1</td> </tr> </tbody> </table>		現状	整備後	本体施設	1 施設 ・ 事務室 ・ 入所定員30人	1 施設 (新設) ・ 事務室 ・ 一時保護定員4人 (ショートステイ機能有) <整備予定地> ・ 横手市南町	地域小規模児童養護施設	1 施設 ・ 入所定員6人	変更なし	分園型小規模グループケア	なし	5 施設 新設：4 施設 既存：1 施設 〔中古住宅を自己資金で購入〕 〔R5.4.1運営開始〕 ・ 入所定員6人×5 <整備予定地> ・ 横手市安田×1 ・ 横手市南町×2 ・ 横手市前郷二番町×1
	現状	整備後											
本体施設	1 施設 ・ 事務室 ・ 入所定員30人	1 施設 (新設) ・ 事務室 ・ 一時保護定員4人 (ショートステイ機能有) <整備予定地> ・ 横手市南町											
地域小規模児童養護施設	1 施設 ・ 入所定員6人	変更なし											
分園型小規模グループケア	なし	5 施設 新設：4 施設 既存：1 施設 〔中古住宅を自己資金で購入〕 〔R5.4.1運営開始〕 ・ 入所定員6人×5 <整備予定地> ・ 横手市安田×1 ・ 横手市南町×2 ・ 横手市前郷二番町×1											

予算額 22,957千円 (国 13,455 〇 9,502)

1 事業目的

要保護児童の里親委託を一層推進するため、里親の新規開拓から児童の自立までを一貫して支援する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 里親委託推進事業 18,072千円

① 里親養育包括支援(フォスタリング)事業 15,957千円

乳児院等に対し、里親制度の普及啓発、里親研修、マッチング、アフターフォローなどの取組を委託

② 里親会が実施する事業への支援 250千円
里親制度の普及啓発や、ふれあい交流会の開催等の取組に対し助成

③ 専門里親の養成支援 849千円
専門里親養成研修参加に要する費用等を助成

④ 里親賠償責任保険等 1,016千円
委託児童の行為により生じる賠償責任保険の保険料及び委託解除児童の身元保証に係る保証料を助成

(2) ファミリーホーム支援事業 3,600千円
児童が抱える個別の事情に応じたケアを行うため、養育補助者の雇用に要する費用を助成する。

- ・ 補助先 3か所
(大館市、北秋田市、大仙市)
- ・ 補助率 10/10 (国1/2、県1/2)
- ・ 限度額 20万円/月

(3) 〇 未成年後見人支援事業 1,285千円

児童相談所が必要と認め家庭裁判所より選任され、報酬の付与が認められた者に対して助成する。また、未成年後見人及び、被後見人が加入する損害賠償保険料を助成する。

- ・ 未成年後見人報酬への助成 1,200千円
- ・ 損害賠償保険料の助成 65千円
- ・ 制度周知 20千円

予算額 13,862千円 (国 7,304千円 県 6,558千円)

<p>1 事業目的 全ての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることがなく、心身ともに健やかに成長することができる地域社会の形成を目指し、子どもの貧困対策の推進を図る。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容 (1) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 5,931千円</p> <p>①集合型 ・委託先 社会福祉協議会、学習塾実施事業者</p> <p>②訪問型 中学生や高校生に対し、学習支援員が自宅訪問又はオンラインにより個別支援</p> <p>(2) ひとり親等生活困窮者に対する家計改善支援事業 273千円</p> <p>①個別相談 ファイナンシャルプランナーの家庭訪問等による家計相談</p>	<p>②出張相談会 対象者の早期発見及び家計見直しの効果の周知を目的とした出張相談会の実施</p> <p>(3) 子どもの未来応援居場所づくり等支援事業 7,658千円</p> <p>①コーディネーターの配置（1名） 子ども支援を行おうとする団体等への情報提供・助言・立ち上げに向けた伴走的支援や、団体等の活動に賛同する企業の開拓、支援者とのマッチングの実施 ・委託先 (福) 秋田県社会福祉協議会</p> <p>②子どもの居場所づくり等の立ち上げ費用の助成 ・対象 団体等が新たに行う子どもの居場所づくり事業等に要する初期経費 ・補助率 3/4 (国3/4、県1/4) ・補助上限額 1団体当たり30万円</p>
--	---

予算額 1,527,020千円 (国 1,061,762 諸 1 〇 465,257)

1 事業目的

「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護及び支援を行う。

2 実施主体 県（県は町村の事務を行う。）

3 事業内容

(1) 保護施設事務費負担金 46,430千円

- ・ 補助対象 保護施設
- ・ 対象経費 県が入所措置した要保護者が入所等している施設の運営費
- ・ 負担率 国 3 / 4、県 1 / 4

(2) 市保護費負担金 104,160千円

- ・ 補助対象 市
- ・ 対象経費 住所がない又は不明等の要保護者に対して、市が支弁した保護費等
- ・ 負担率 国 3 / 4 (直接補助)、県 1 / 4

(3) 扶助費 1,369,221千円

- ・ 内 容 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等
- ・ 負担率 国 3 / 4、県 1 / 4

(4) 医療等審査費 7,209千円

①委託先

社会保険診療報酬支払基金秋田支部
秋田県国民健康保険団体連合会

②対象経費

- ・ 診療報酬明細書の審査事務費及び医療費の医療機関への支払い事務費
- ・ 介護報酬明細書の審査事務費及び介護費の介護機関への支払い事務費 等

予算額 65,798千円 (国 28,426 人 8,930 市 28,442) [地域医療介護総合確保基金]

<p>1 事業目的 認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域で支える体制を強化する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 医療支援体制連携強化事業 57,636千円</p> <p>①認知症疾患医療センター運営費 ・委託先 市立秋田総合病院ほか8医療機関</p> <p>②認知症対応充実・人材育成事業 認知症対応力向上研修等 ・委託先 (一社)秋田県医師会 ほか ・対象 医師・歯科医師・薬剤師・看護師等</p> <p>③若年性認知症支援推進事業 若年性認知症支援コーディネーターの配置 (2名) ・配置先 県立リハビリテーション・精神医療センター</p> <p>(2) 福祉支援体制連携強化事業 3,122千円 ・認知症初期集中支援チーム員研修 ・認知症地域支援推進員研修</p>	<p>(3) 地域支援体制連携強化事業 5,040千円</p> <p>①認知症施策推進ネットワーク事業 認知症施策推進ネットワーク会議の設置 ・内容 認知症の人やその家族に対する支援体制の構築に向けた施策推進等について検討 ・構成員 家族会、県医師会、県歯科医師会、認知症疾患医療センター、弁護士会、県警察本部、県民生児童委員協議会、介護施設団体 等 計16名</p> <p>②認知症サポーター養成事業 ・キャラバン・メイト養成研修 ・認知症サポーター養成講座 ・オレンジ・チューター養成研修 ・チームオレンジコーディネーター研修</p> <p>③権利擁護促進事業(市町村事業) 市町村が行う市民後見推進事業に対する補助 ・対象経費 市民後見人養成講座 ・補助先 横手市、湯沢市、三種町</p>
--	--

④ 認知症の予防に資する事業

i) 認知症予防部会の設置

- ・ 内 容 認知症の発症遅延や発症リスクの低減につながる取組等を検討
- ・ 構成員 家族会(若年性認知症)、県医師会、秋田大学、認知症疾患医療センター、協会けんぽ、地域包括支援センター等
計 9 名

ii) 認知症地域支援推進員研修会

- ・ 内 容 認知症予防に資する活動の企画や先進的取組等の研修を実施

iii) 本人と家族への支援に向けた環境づくり

- ・ 内 容 家族会、認知症カフェ、チームオレンジ等の場を訪問し、認知症の人や家族及び市町村との意見交換を行い、ニーズに沿った支援体制の充実を図る。

⑤ ⑧ 認知症予防の推進に向けた市町村支援

認知症予防の取組を推進するため、市町村に対し、認知症予防の具体的な取組や県内の先進事例の紹介等の支援を行い、県内全体の認知症予防の取組を強化する。

【認知症地域支援推進員】

認知症の人や家族等の相談対応、認知症カフェの運営等、市町村の認知症施策の推進を担う中核的な存在

【認知症サポーター】

認知症に対する正しい知識を持つ、認知症の人や家族の応援者

【キャラバン・メイト】

認知症サポーター養成講座の講師（県・市町村職員等）

【ステップアップ講座】

認知症サポーター養成講座で学んだ認知症の知識を深めてチームオレンジの活動に参画するなど、実際の支援活動につなげることを目的とした講座

【チームオレンジ】

認知症の人や家族の支援ニーズと、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み

【オレンジ・チューター】

チームオレンジコーディネーター研修の講師

【チームオレンジコーディネーター】

チームオレンジの立ち上げや運営支援のほか、関係機関等との連携体制構築などの中心的な役割を担う(市町村配置)

予算額 111,555千円 (債 104,100 〇 7,455)

1 事業目的

在宅生活が困難な高齢者の身体的、精神的な健康の維持及び向上を図るため、特別養護老人ホーム等の整備を支援する。

2 実施主体 社会福祉法人等

3 事業内容

○ (福) 水交苑 111,555千円

- ・施設種別 特別養護老人ホーム
- ・建設地 大館市字下綱
- ・整備区分 移転改築
- ・定員 100人 (従来型)

※2か年事業

- ・令和4年度 (交付決定済) 189,945千円
- ・令和5年度 111,555千円

予算額 93,058千円 (Ⓐ 93,058) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

「市町村介護保険事業計画」及び「県介護保険事業支援計画」等に基づき、各地域において必要な地域密着型サービスを提供する施設等の整備及び施設の円滑な開設を促進するため、必要な経費について支援する。

2 実施主体 市町村、社会福祉法人等

3 事業内容

(1) 地域密着型サービス施設等整備事業

67,200千円

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民のニーズに対応したサービスを提供する施設等の整備に要する経費を助成する。

所在地	施設種別	事業者	定員	補助額
能代市	看護小規模多機能型居宅介護事業所	(株)フルタイム	29	33,600
大仙市	認知症高齢者グループホーム	元気でねット(株)	9	33,600

(2) 介護施設開設準備経費等支援事業

18,882千円

①介護施設等開設等前準備経費

介護保険施設等において開設時から質の高いサービスが提供できるよう、備品購入等に要する経費を助成する。

所在地	施設種別	事業者	定員	補助額
能代市	看護小規模多機能型居宅介護事業所	(株)フルタイム	29	7,551
大仙市	認知症高齢者グループホーム	元気でねット(株)	9	7,551

②大規模修繕の際に行う介護ロボット・ICTの導入支援

介護施設等において大規模修繕する際に、介護ロボット等の導入に要する経費を助成する。

所在地	施設種別	事業者	定員	補助額
横手市	小規模多機能型居宅介護事業所	(福)一真会	9	3,780

(3) 特別養護老人ホーム等空間整備事業

6,976千円

看取り対応等のための個室の確保を目的として行う改修等に要する経費を助成する。

所在地	施設種別	事業者	定員	補助額
鹿角市	特別養護老人ホーム	(福)愛生会	90	3,476
美郷町	特別養護老人ホーム	大仙美郷介護福祉組合	65	3,500

予算額 324,398千円 (⊕ 9,781 ㊦ 277,000 ⊖ 37,617)

1 事業目的

老人福祉総合エリアの各施設について、利用者の安全・安心の確保等のため、大規模改修等を実施する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プール屋根等改修事業

248,319千円

屋内温水プールの屋根の腐食部分及び老朽化した設備等を改修する。

(内訳)

- ・工事請負費 246,353千円
- ・委託料 1,489千円
- ・事務費 477千円

※ R 5～7年度 継続費

継続費設定額	827,619千円
R 5年度	248,319千円
R 6年度	413,546千円
R 7年度	165,754千円

○ 今後のスケジュール (予定)

- R 5年6月 本体工事公告
- R 5年7月 本体工事仮契約
- R 5年10月 本体工事議決、契約
- R 7年5月 工事完了
- R 7年6月 施設再開

(2) ㊦南部老人福祉総合エリア中央監視装置更新事業

69,372千円

施設の維持管理に必要な中央監視装置を更新する。

(内訳)

- ・工事請負費 66,869千円
- ・委託料 2,503千円

(3) ㊦中央地区老人福祉総合エリア男女共同トイレ設置事業

530千円

男子用車椅子トイレの出入口を変更し、男女共同トイレとするため、変更箇所のコンクリート壁を調査し、構造計算を行う。

(内訳)

- ・委託料 530千円

(4) ㊦老人福祉総合エリア臨時修繕対応事業

6,177千円

老朽化の進んでいる老人福祉総合エリアにおける、突発的な設備の故障や破損の修繕に対応する。

(内訳)

- ・修繕費 6,177千円

予算額 19,186,096千円 (⊖ 19,186,096)

1 事業目的

介護保険法の規定に基づき、介護給付費及び第1号被保険者の保険料減免に要する費用の一定割合を県が負担することにより、介護保険サービスの提供及び保険給付の安定的実施を図る。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 介護給付費負担金 18,702,183千円

- ・ 介護保険居宅サービスの介護給付費等に要する費用の12.5% (負担割合：国25%、県12.5%、市町村12.5%、被保険者50%)
- ・ 介護保険施設サービスの介護給付費等に要する費用の17.5% (負担割合：国20%、県17.5%、市町村12.5%、被保険者50%)

(2) 低所得者保険料軽減負担金 483,913千円

第1号被保険者の保険料減免に要する費用の25% (負担割合：国50%、県25%、市町村25%)

(参考)

介護給付費負担金の推移

年度	金額 (単位:百万円)	年度	金額 (単位:百万円)
H12	5,513	H24	15,011
H13	6,819	H25	15,628
H14	7,454	H26	16,145
H15	7,699	H27	16,370
H16	8,269	H28	16,537
H17	8,686	H29	16,865
H18	10,664	H30	17,011
H19	11,298	R1	17,287
H20	11,805	R2	17,605
H21	12,636	R3	17,688
H22	13,355	R4(当初予算)	18,316
H23	14,085	R5(当初予算案)	18,702

低所得者保険料軽減負担金の推移

年度	金額 (単位:千円)
H27	64,945
H28	63,498
H29	62,131
H30	64,717
R1	258,396
R2	452,154
R3	462,397
R4(当初予算)	475,212
R5(当初予算案)	483,913

予算額 235,426千円 (入 235,383 諸 43) [地域医療介護総合確保基金]

<p>1 事業目的 介護ニーズの拡大と生産年齢人口の減少により、深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、多様な人材の参入促進と介護従事者の職場定着を支援する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容 (1) 介護サービス事業所認証評価事業 30,126千円</p> <p>①認証評価制度参加事業所支援 専門セミナーや個別相談会の開催などにより、認証取得を目指す事業者を支援する。</p> <p>②認証評価制度の普及・啓発 地元紙面等を活用した認証評価制度及び介護の魅力のPRにより、介護職のイメージ向上と制度の普及・啓発を図る。</p> <p>(2) 介護人材確保・定着促進事業 39,305千円</p> <p>①^新介護人材確保対策調査研究事業 ワーキングチームを設置し、介護人材確保における課題及び対応策を調査・分析する。</p>	<p>②介護従事者新規就労支援事業 介護未経験者や中高年齢者等の幅広い世代を対象とした入門研修や、実務訓練等により、介護職への新規就労を促進する。</p> <p>③介護人材定着促進事業 専門アドバイザー派遣による職場環境等の改善支援により、職場定着を図る。</p> <p>④介護人材確保対策研修事業 求職者に向けたPR手法などの採用力向上を図るセミナーや、新人介護職員の定着に向けた研修等を実施する。</p> <p>⑤専任職員の配置 ハローワークや関係機関等と連携し、介護分野の求職者の掘り起こしの強化とあわせ、求人・求職につながるマッチングを推進する。</p> <p>(3) 学校連携による介護の仕事の魅力発見事業 7,274千円 生徒・教員等の介護に対する仕事のイメージ向上を図るため、中学・高校において介護ロボットの操作体験会を開催する。</p>
---	---

(4) 介護ロボット等導入推進支援事業

152,622千円

①介護ロボット等導入支援補助金

介護従事者の負担軽減や業務効率化による職場定着を図るため、介護ロボット・ICTの導入に要する経費を助成する。

- ・補助対象 介護サービス事業者
- ・対象経費 移乗、移動、排泄、見守り、入浴支援等のロボット、ICTを活用した機器等
- ・補助率 1/2又は3/4

②介護ロボット普及啓発事業

介護ロボット等の導入促進に向け、介護サービス事業者向けの展示・体験会を開催する。

(5) 介護事業所内保育所運営支援事業

1,884千円

介護従事者の職場定着を促進するため、介護事業所内保育所の運営に要する経費を助成する。

- ・補助対象 介護サービス事業者
- ・対象経費 介護事業所内保育所の運営経費
- ・補助率 2/3

(6) 外国人等介護従事者受入環境整備事業

4,215千円

①外国人材受入研修・相談会の開催

介護事業所職員向けの各種制度等に係るセミナーや個別相談会等を開催する。

②外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金
外国人介護人材の受入施設が行う環境整備に要する経費を助成する。

- ・補助対象 介護サービス事業者
- ・対象経費 翻訳機、日本語研修費等
- ・補助率 2/3

③外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金

経済連携協定(EPA)により入国し、介護福祉士を目指す、外国人介護人材を受け入れた施設が行う日本語学習等に要する経費を助成する。

- ・補助対象 介護サービス事業者
- ・対象経費 日本語研修費等
- ・補助率 2/3

予算額 242,466千円 (Ⓐ 242,466) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の発生によるかかり増し経費等に対して支援するとともに、感染施設等への応援職員の派遣に係るコーディネート等を行うことにより、感染症発生時においても必要な介護サービスが継続して提供される体制を確保する。

2 事業内容

(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業
237,178千円

①実施主体 介護サービス事業所等

②補助対象

- ・新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等
- ・通所系サービス事業所であって新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する事業所
- ・感染者が発生した施設等の利用者の受入及び応援職員の派遣を行う介護サービス事業所等

③対象経費

- ・緊急時の介護人材確保費用
- ・職場環境の復旧・環境整備費用
(消毒・清掃費用、衛生用品購入費用等)
- ・連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

④補助率 10/10

(介護サービス種別ごとに国で定めた上限あり)

(2) 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

5,288千円

①緊急応援コーディネーターの配置
(秋田県社会福祉協議会へ委託)

②施設職員向け感染症対応研修等の実施

予算額 12,870千円 (国 2,475 ー 10,395)

1 事業目的

介護保険事業者の指定等に関する申請・届出のオンライン化、AIを用いたFAQ検索システムの環境を整備し、行政サービスの効率化を図る。

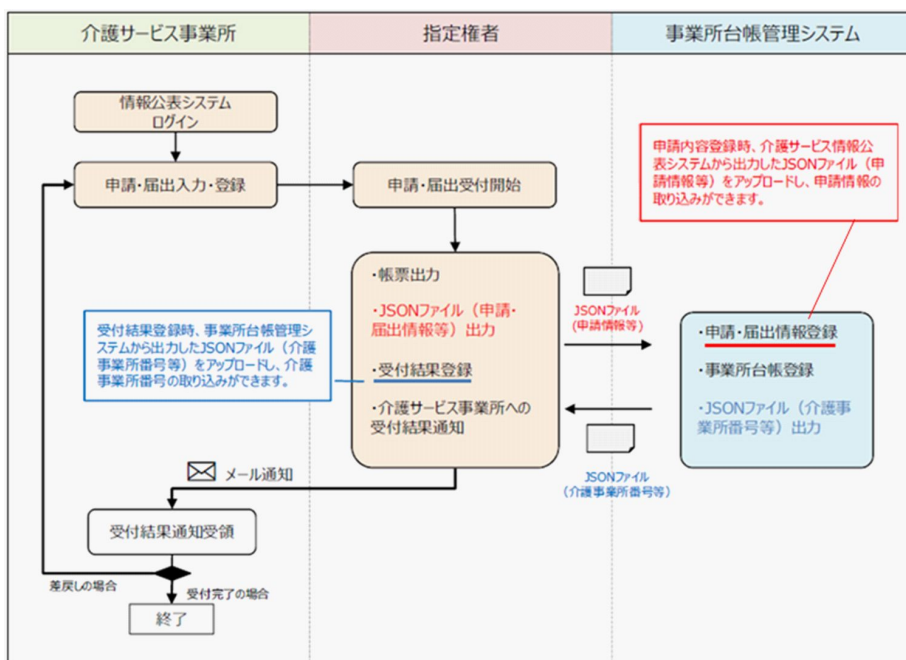
2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 申請・届出のオンライン化推進事業

4,950千円

介護保険事業者の指定等に係る申請・届出のオンライン化のためのシステム改修 (国補助1/2)



(2) AIを用いたFAQ検索システム構築事業

7,920千円

介護保険事業者からの介護保険制度・介護支援専門員・介護サービス事業所認証評価事業・介護ロボット等導入推進支援事業に関する問い合わせ対応の利便性の向上 (休日・夜間対応等) 及び事務の省力化を図るため、AIを用いたFAQ検索システムを導入する。

【参考】検索画面のイメージ



予算額 4,461,834千円 (⊖ 4,461,834)

1 事業目的

乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害（児）者等の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分等に対し、助成を行う。

2 事業内容

(1) 福祉医療費補助金 4,058,916千円

- ①実施主体 市町村
- ②補助率 1 / 2
- ③内 訳

区分	受給者数(人)	所要額(千円)
乳幼児・小中学生	76,709	945,824
ひとり親家庭の児童	15,017	183,785
高齢身体障害者	14,697	619,676
重度心身障害(児)者	42,145	2,309,631
計	148,568	4,058,916

(2) 福祉医療費支給事務費補助金 69,875千円

- ①実施主体 市町村
- ②補助率 1 / 2
- ③内 訳
 - ・審査支払手数料 53,541千円
 - ・更新等事務費 2,080千円
 - ・システム改修費 14,254千円

※ システム改修費は、令和6年8月より実施予定の精神障害者への助成に係る費用を計上。

(3) 福祉医療基盤強化補助金 330,193千円

福祉医療の実施に伴い国から課される市町村国保の国庫負担金等減額措置相当額に対して補助する。

- ①補助対象 前年度の減額措置相当額
- ②補助率 1 / 2

(4) 保険医療機関指導費補助金 2,850千円

県医師会・県歯科医師会が保険医療機関に行う福祉医療制度の周知等に要する経費に対して補助する。

- ・補助額
 - (一社) 秋田県医師会 2,073千円
 - (一社) 秋田県歯科医師会 777千円

予算額 94,886,230千円 (分 25,479,791 国 24,357,627 財 38 人 5,613,532 諸 39,435,242)

1 事業目的

国保財政運営の主体として、国保事業費納付金制度の運用や保険給付費等交付金の交付、市町村への支援体制の整備等を行い、国保財政の安定化及び事業の効率化を図る。

2 事業内容

(1) 保険給付費等交付金 77,413,669千円

①保険給付費等交付金（普通交付金）
73,919,659千円

市町村が負担する保険給付費を全額交付し、国保財政の安定化を図る。

②保険給付費等交付金（特別交付金）
2,975,885千円

収納対策などの市町村国保事業の運営の安定化に資する事業の実施状況や、その他災害等個別の事情に応じて交付金を交付する。

③県版保険者努力支援制度交付金
518,125千円

「健康寿命日本一」の実現に向けて、糖尿病重症化予防対策や健診受診率向上のための事業などに積極的に取り組んでいる市町村を支援するため、交付金を交付する。

(2) 後期高齢者支援金等 17,442,130千円
後期高齢者医療や介護保険等への納付金を負担する。

(3) 国保ヘルスアップ事業 14,594千円
レセプト情報や健診情報を活用した医療費分析を行い、地域の健康課題を抽出して、市町村保健事業への助言・指導などを行う。

(4) その他 15,837千円

令和5年度分国民健康保険事業費納付金算定結果

保険者名	按分指数		令和5年度 事業費納付金 C	令和5年度 必要保険税総額 D	令和5年度 一人当り 国保税額 (理論値) E	令和4年度 一人当り 国保税額 (実績値) F	E/F		保険者名	按分指数		令和5年度 事業費納付金 C	令和5年度 必要保険税総額 D	令和5年度 一人当り 国保税額 (理論値) E	令和4年度 一人当り 国保税額 (実績値) F	E/F	
	医療費指数	所得指数					G	G		医療費指数	所得指数					G	G
	A	B								A	B						
1	秋田市	1.065	0.970	7,437,549,549	6,045,827,099	135,978	129,728	104.82%	14	小坂町	0.979	0.875	113,360,717	86,257,259	116,150	112,350	103.38%
2	能代市	0.996	0.968	1,327,050,858	1,031,266,505	126,255	101,797	124.03%	15	上小阿仁村	1.053	1.170	76,060,706	55,495,732	135,615	105,127	129.00%
3	横手市	0.917	0.951	2,229,933,538	1,748,881,610	122,245	116,703	104.75%	16	藤里町	1.142	1.010	102,074,867	87,375,460	148,337	132,345	112.08%
4	大館市	0.955	0.965	1,661,472,108	1,259,438,141	120,231	110,356	108.95%	17	三種町	1.070	1.165	522,851,808	400,505,693	142,574	117,355	121.49%
5	男鹿市	1.155	0.923	872,437,546	667,935,512	134,068	114,487	117.10%	18	八峰町	0.975	1.039	211,666,568	170,310,718	134,241	141,949	94.57%
6	湯沢市	0.882	0.873	1,118,259,191	844,777,893	110,861	104,741	105.84%	19	五城目町	1.145	0.880	253,736,472	207,432,649	139,964	111,894	125.09%
7	鹿角市	1.000	1.006	754,347,958	569,925,880	124,684	121,394	102.71%	20	八郎潟町	1.057	0.860	146,898,259	120,696,582	126,113	107,520	117.29%
8	由利本荘市	1.051	1.033	2,111,141,359	1,613,776,690	133,841	125,801	106.39%	21	井川町	1.027	1.036	117,565,648	93,471,115	138,457	113,477	122.01%
9	潟上市	0.986	0.863	748,680,202	573,688,453	117,334	116,661	100.58%	22	大潟村	0.999	4.435	544,068,019	472,389,222	350,064	271,368	129.00%
10	大仙市	0.964	1.012	2,055,105,043	1,671,740,677	132,781	116,257	114.21%	23	美郷町	0.980	1.053	535,862,630	433,666,549	135,203	110,153	122.74%
11	北秋田市	0.921	0.946	723,381,350	553,579,016	117,117	109,536	106.92%	24	羽後町	0.941	0.942	404,517,526	302,303,410	118,938	114,941	103.48%
12	にかほ市	0.954	1.228	727,782,688	566,907,121	136,695	121,562	112.45%	25	東成瀬村	0.915	0.988	60,104,389	45,117,743	122,601	105,752	115.93%
13	仙北市	0.969	0.849	623,884,080	454,304,933	111,626	105,156	106.15%		計	—	1.000	25,479,793,079	20,077,071,662	130,957	120,118	109.02%

予算額 123,194千円 (国 48,618 諸 92 一 74,484)

1 事業目的

障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

2 実施主体 県、事業者

3 事業内容

(1) 障害者県地域生活支援事業 118,394千円

①障害者就業・生活支援センター事業

就業や日常・社会生活で支援を必要とする障害者に対する助言等を行う。

・委託先 (福) 大館圏域ふくし会 ほか

②障害者社会参加促進事業

手話通訳員の設置、障害者社会参加推進センターの運営、精神障害者地域生活支援広域調整、重度障害者の割合が高い市町村に対する財政支援等を実施する。

・委託先 (福) 秋田県身体障害者福祉協会 ほか

③高次脳機能障害相談支援事業

専門的な相談支援や病院・福祉施設職員等を対象とした研修等を実施する。

・委託先 県立リハビリテーション・精神医療センター

④障害者虐待防止対策支援事業

障害福祉サービス事業所職員等を対象とした、虐待防止に関する研修等を実施する。

・委託先 (福) 秋田県社会福祉事業団

⑤発達障害児者及び家族等支援事業

発達障害児者及びその家族、支援者を対象とした、障害特性に関する研修等を実施する。

・委託先 (地独) 秋田県立療育機構

⑥障害分野のロボット等導入支援事業

職員の業務負担軽減、生産性の向上に資する機器の導入経費を補助する。

・補助対象 障害福祉サービス事業所等

・対象経費 職員の業務負担軽減、生産性の向上に資する機器の導入経費

・補助率 3/4 (国2/4、県1/4)

⑦研修開催経費

i) 委託先 (福) 秋田県社会福祉事業団 ほか

ii) 内容

- ・相談支援従事者養成研修
- ・サービス管理責任者研修
- ・精神障害者支援の障害特性と支支技法を学ぶ研修
- ・強度行動障害支援者養成研修
- ・ピアサポート研修等

⑧協議会開催経費等

(2) 障害者総合支援法指定事業所管理システム改修事業

3,740千円

令和6年4月障害福祉サービス報酬改定に対応するためのシステム改修を行う。

(3) ㊦秋田県心身障害者コロニーのあり方検討会開催事業

760千円

施設設備の老朽化や地域移行等の課題を踏まえた、今後のあり方を検討する。

・構成員

学識経験者、医師、民間施設運営者、施設利用関係者、福祉行政関係者等

(4) ㊦全国中途失聴者・難聴者福祉大会支援事業

300千円

- ・補助先 秋田県難聴者・中途失聴者協会
- ・対象経費 第27回大会開催経費

予算額 14,877千円 (国 5,446 〇 9,431)

1 事業目的

障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現を図るため、県民・事業者及び障害者団体と連携し障害者への理解及び社会参加を促進する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 障害者差別解消推進事業 4,178千円

- ・紛争解決機関（秋田県障害者差別解消調整委員会）の設置
- ・相談対応職員の資質向上及び行政職員の理解促進のための研修会の開催
- ・専門相談機関の設置
相談窓口 月～金（弁護士相談 隔月1回）
委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会

(2) 障害者理解促進事業 3,370千円

①普及啓発事業

- 各種媒体による啓発、条例及び相談窓口等に係る周知を実施する。
- ・啓発・学習用映像の制作、提供
 - ・障害理解促進のためのハンドブックの配布、活用

②障害者理解促進事業

県民や事業者に対する出前講座や研修会等を実施する。

- ・小中学生向け出前講座等
委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会
- ・労働局等と連携した事業者向け研修会
- ・各地域のニーズに応じた学習会等

(3) 障害者社会参加等促進事業 7,329千円

①障害者サポーター養成事業

障害及び障害者に対する正しい知識と理解を持ち、適切な支援ができる障害者サポーター養成講座の開催及び講師の養成を行う。

- ・養成講座実施予定市町村数 8市町村
- ・養成講座講師配置予定市町村数 18市町村

②精神障害者社会参加促進事業

精神障害者の社会参加及び社会復帰の促進を図るための研修会や啓発活動等を実施する。

- ・委託先 秋田県精神保健福祉協会
秋田県精神保健福祉会連合会

③ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業
ヘルプマーク等の活用促進及び県民等への啓発を実施する。

- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの配布
- ・リーフレットの作成・配布、CM放映等

④知的障害者本人活動支援事業

知的障害者本人が企画立案した地域住民との交流活動を支援する。

- ・事業内容 清掃活動、合唱及び器楽発表会、地域住民との意見交換会、料理体験活動 等
- ・委託先 (公社)秋田県手をつなぐ育成会

⑤障害者のためのレクリエーション等開催事業

障害者の社会参加及び相互交流の促進のためのレクリエーション活動等を支援する。

- ・事業内容 スポーツイベント、レクリエーションの開催 等
- ・委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会 ほか

⑥芸術・文化講座開催等事業

「心いきいき・芸術文化祭」を開催する。

- ・開催場所 秋田市
- ・時期 11月(予定)
- ・委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会

予算額 12,212千円 (国 8,007 〇 4,205)

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の発生による掛かり増し経費等に対して支援するとともに、感染施設等への応援職員の派遣に係るコーディネート等を行うことにより、感染症発生時においても必要な障害福祉サービスが継続して提供される体制を確保する。

2 事業内容

(1) 障害福祉サービス継続支援事業 9,232千円

①実施主体 障害福祉サービス事業所等

②補助対象

- ・新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した障害福祉サービス事業所等
- ・通所系サービス事業所であって新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する事業所
- ・感染者が発生した施設等の利用者の受入及び応援職員の派遣を行う障害福祉サービス事業所等

③補助対象経費

- ・緊急時の障害福祉人材確保にかかる費用
- ・職場環境の復旧・環境整備に係る費用
(消毒・清掃費用、衛生用品の購入費用 等)
- ・連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

④補助率 10/10 (国2/3、県1/3)

(障害福祉サービス種別ごとに国で定めた上限あり)

(2) 緊急時応援コーディネート事業 2,780千円

緊急応援コーディネーターの配置
(秋田県社会福祉協議会へ委託)

(3) 障害福祉サービス継続支援事業事務費

200千円

予算額 24,529千円 (国 4,391 人 8,080 ー 12,058) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児等支援協議会、医療的ケア児支援センターが連携し、キッズ・ナラティブブック秋田を活用しながら医療的ケア児等の個々の状況に応じた切れ目のない総合的な支援を行う。

2 事業内容

(1) 医療的ケア児等支援協議会開催事業

380千円

医療的ケア児等への総合的な支援体制を構築するため協議の場を設置する。

- ・委員 医師、訪問看護師、障害福祉業務従事者、障害児者の家族 ほか

(2) 医療的ケア児支援センター事業

16,069千円

秋田県医療的ケア児支援センターを秋田県立医療療育センター内に設置する。

- ①委託先 (地独) 秋田県立療育機構
- ②業務内容
 - ・医療的ケア児等に対する相談支援事業
 - ・医療的ケア児等支援者養成研修及びコーディネーター養成研修
 - ・医療的ケア児を対象とした喀痰吸引等研修事業

(3) キッズ・ナラティブブック秋田構築事業

8,080千円

医療的ケア児の支援に携わる多職種間の情報共有を図るため、ICTを活用した連携システムの構築に係るシステム導入及び運営等の経費を助成する。

- ・補助対象 (一社) 秋田県医師会
- ・対象経費 連携システム構築費、システム運営費等
- ・補助率 10/10

予算額 198,728千円 (国 132,485 債 49,800 ー 16,443)

1 事業目的

障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。

2 実施主体 県

3 補助率

3 / 4 (国 1 / 2、県 1 / 4)

4 事業内容

(単位:千円)

設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額
(学)大館ホテヤ学園 わんぱく広場	大館市	大規模 修繕等	児童発達支援 10	11,408
			保育所等訪問支援 -	
(福)秋田県民生協会の 北秋田市障がい児・者地域 生活支援拠点	北秋田市	創設	生活介護 20	187,320
			共同生活援助 6	
			短期入所 3	
			放課後等デイサービス 10	
			相談支援 -	
計			2施設	198,728

予算額 18,379千円 (国 11,952 諸 53 〇 6,374)

1 事業目的

ひきこもり相談支援センターを秋田県子ども・女性・障害者相談センター（仮称）内に設置し、ひきこもり当事者やその家族等に対する相談支援や関係機関の連携強化、支援人材の育成等を実施する。

また、一般企業や事業所（職親）の協力の下、ひきこもり当事者に社会参加機会を提供し、社会適応性の向上や生活リズムの改善を図ることにより、ひきこもり状態の解消を支援する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) ひきこもり相談支援センター運営事業

10,345千円

ひきこもり支援コーディネーターを配置し、相談支援や連絡協議会の開催、支援者研修会等を実施する。

・支援対象 18歳以上の当事者及び家族等

(2) 社会とのつながり支援（職親）事業

3,437千円

当事者と職親とのマッチングや職親への助言等を行う。

・職親登録事業所数 80か所（R5.1.1現在）

(3) ひきこもり支援モデル事業 4,597千円

ひきこもり相談支援センターと地域振興局福祉環境部が連携し、市町村の相談窓口の立ち上げ支援やコーディネーター派遣による技術的支援を実施し、地域のひきこもり相談支援体制の整備を図る。

①モデル地区：男鹿市

実施内容：相談体制への技術支援、市民への相談窓口周知等の情報発信及び普及啓発に対する支援の実施

②コーディネーター派遣対象地区

大館・平鹿・由利福祉環境部管内

予算額 5,100千円 (国 2,547 ー 2,553)

<p>1 事業目的 地域や学校等と連携した予防対策を実施することにより、生活習慣病の減少を図る。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 地域・職域連携推進事業 1,254千円</p> <p>① 県協議会の開催 133千円 市町村、医療保険者、関係団体等が情報の共有を図り、生涯を通じた健康づくりを支援するほか、健康づくり県民運動推進協議会の事業を企画・立案</p> <p>② 地域協議会の開催 580千円 地域保健及び職域保健の連携事業の計画及び評価</p> <p>③ 地域課題解決連携事業 541千円 各地域の課題解決に向け、地域の構成団体等が協議、連携して独自事業を実施</p>	<p>(2) 学童期から始める健康づくり総合啓発事業 350千円</p> <p>① 健康寿命日本一クイズ秋田県版の制作等 320千円</p> <p>② リモートによる健康づくり出前講座の実施 30千円</p> <p>(3) 循環器病予防・普及啓発事業 3,496千円</p> <p>① 循環器病予防・知識啓発部会の開催 150千円</p> <p>② 循環器病予防の普及啓発 2,742千円 ・ 普及啓発資材を用いた広報活動 ・ タウンミーティングの開催 ・ 県民の健康と医療を考えるセミナーの開催 (委託先：(一社) 秋田県医師会)</p> <p>③ 脳卒中発症予防推進事業 604千円 市町村や職域の保健師・管理栄養士などを対象とした研修会の開催</p>
--	--

予算額 16,725千円 (⊕ 1,648 ⊖ 15,077) [地域医療介護総合確保基金]

<p>1 事業目的 「健康寿命日本一」を目指して、県民の健康意識の向上や健康づくりに取り組みやすい環境を整備し、県民総ぐるみで健康づくり県民運動を展開する。</p> <p>2 実施主体 県、市町村、秋田県健康づくり県民運動推進協議会</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 「あきた健康宣言！」推進事業 7,192千円</p> <p>①「あきた健康宣言！」周知事業 4,918千円 テレビ・ラジオ、新聞等を活用した情報発信</p> <p>②秋田県健康づくり推進体制整備事業 2,274千円 「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」総会の開催や、ウェブサイト、SNSを活用した協議会会員の取組情報等の発信</p> <p>(2) 地域健康づくり人材活性化事業 2,438千円</p> <p>①健康長寿推進員の活動支援 1,595千円 健康づくりの推進を担う人材を育成し、その人材を積極的に活用する市町村を交付金により支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 市町村 ・補助率 一般 枠：県1 / 2 DX推進枠：県2 / 3 	<p>②健康づくり地域マスターの育成 843千円 県民運動の牽引役となる健康づくり地域マスターの任命及び育成</p> <p>(3) 健康経営普及事業 134千円 秋田県版健康経営優良法人の優れた取組の紹介等により健康経営の普及を促進</p> <p>(4) 食からの健康応援事業 3,023千円</p> <p>①県民の食意識向上、食環境整備事業 2,475千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秋田スタイル健康な食事」の推進 ・地域住民への食生活改善に関する啓発 (委託先：秋田県食生活改善推進協議会) ・栄養士による出前講座 (委託先：(公社)秋田県栄養士会) ・「もう一皿野菜をプラス！」キャンペーン ・学校、給食を活用した若年期からの普及啓発 <p>②栄養・食生活改善に取り組む人材の育成・確保事業 306千円 各地域における食生活改善講座の開催等</p> <p>③あきた食育推進事業 242千円 「食の国あきた」推進会議及び食育地域ネットワーク会議の開催</p>
--	--

(5) 運動による健康づくり推進事業 843千円

- ・大型商業施設を活用した冬期ウォーキングラリーの開催
- ・アプリを活用したウォーキングイベントの開催

(6) 「健康な美酒王国」秋田推進事業 541千円

第2期秋田県アルコール健康障害対策推進計画に基づく普及啓発等の取組を実施

(7) フレイル予防啓発事業 1,648千円

- ・食生活に関する出前講座
(委託先：(公社)秋田県栄養士会)
- ・健康づくり指導者を対象とした講習会の開催
- ・ユフォーレを活用した運動に関する出前講座
(委託先：河辺地域振興(株))
- ・健康づくり地域マスターを対象とした専門研修の開催(委託先：河辺地域振興(株))

(8) 令和5年度全国食生活改善大会開催事業

906千円

- ・開催地 秋田市(あきた芸術劇場ミルハス)
- ・開催日 令和5年9月6日(予定)

予算額 14,304千円 (国 778 ー 13,526)

1 事業目的

受診しやすい環境の整備や、受診促進に向けた総合的な取組を行うことにより、健(検)診受診率の向上を図る。

2 実施主体 県、市町村

3 事業内容

(1) 胃がん検診助成事業 6,134千円

罹患率の上昇する年齢層を対象とした、自己負担額の無料化又は軽減のための経費助成

- ・補助先 市町村
- ・対象年齢 50、52、54、56、58歳
- ・補助基準額 2,000円
- ・補助率 10/10

(2) がん検診受診率向上推進事業 5,228千円

罹患率の上昇する年齢層を対象とした、自己負担額の軽減のための経費助成

- ・補助先 市町村
- ・補助基準額等

	対象年齢	補助基準額
大腸がん	50～54歳	500円
肺がん	60～64歳	500円
子宮頸がん	30～34歳	1,500円
乳がん	40～44歳	1,500円

- ・補助率 1/2
- ・補助要件 コール・リコールによる受診勧奨

(3) 「声かけあって、みんなで受診！」健(検)診受診促進事業

1,560千円

がんや生活習慣病の早期発見のためのかかりつけ医等からの受診勧奨

① かかりつけ医による受診勧奨 548千円
(委託先：(一社)秋田県医師会)

② かかりつけ歯科医、薬剤師による受診勧奨 810千円

③ がん対策推進企業等による受診呼びかけ 202千円

(4) 若年女性のためのがん検診受診促進事業

1,382千円

20歳代女性の子宮頸がん検診における、受診促進及び習慣化を目的とした、自己負担額の軽減のための経費助成

- ・補助先 市町村
- ・対象年齢 22、24、26、28歳
- ・補助基準額 1,500円
- ・補助率 10/10

※20歳は、国の無料クーポン券制度あり

予算額 139,455千円 (国 50,385 入 15,000 諸 5,882 ー 68,188) [地域医療介護総合確保基金]

<p>1 事業目的 がん予防の推進や医療の質の向上等を図るため、がんに関する情報の収集・提供やがん診療機能の強化、患者に対する支援等を行う。</p> <p>2 実施主体 県、市町村、がん診療連携拠点病院等、がん患者団体</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) がん登録推進事業 8,106千円 医療機関からのがん届出情報の審査、登録情報の市町村・医療機関への提供及びデータベースの管理等 ・委託先 (公財) 秋田県総合保健事業団、国立がん研究センター</p> <p>(2) 多目的コホート研究事業 5,882千円 国立がん研究センターからの委託による、生活習慣とがんなどの病気との関係を明らかにするための疫学調査の実施 ・実施地域 横手市</p> <p>(3) がん診療機能等強化事業 108,500千円 ①がん診療機能等強化事業費補助金 93,500千円 地域がん診療連携拠点病院等の診療機能等の強化に要する経費への補助 ・補助基準額 1病院当たり8,500千円 ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2) ・対象経費 医療従事者研修、患者の相談支援等</p>	<p>②がん薬物療法機能強化事業費補助金 15,000千円 がん拠点病院等において、がん薬物療法の指導・助言等を行う専門医の配置に要する経費への補助 ・補助対象 秋田大学医学部附属病院 ・補助率 10/10</p> <p>(4) 緩和ケア推進事業 800千円 がん拠点病院の緩和ケア病棟等における実地研修の開催 ・委託先 秋田県緩和ケア研究会</p> <p>(5) がん対策推進計画進行管理費 266千円 計画を推進するための活動経費</p> <p>(6) がん患者支援推進事業 13,617千円 ①がん患者医療用補正具助成 7,735千円 医療用補正具の購入費用の助成を行う市町村への補助 ・補助先 市町村 ・助成限度額 ウィッグ 1人当たり15千円 乳房補正具 1人当たり10千円</p>
---	---

②がん患者等の妊よう性温存支援 4,136千円
 がん患者等の妊よう性温存に係る相談ネットワークの構築及びその治療に要する費用等への助成

- ・補助対象 43歳未満、所得制限なし
- ・補助基準額

i) 妊よう性温存療法

治療種別	補助基準額
卵子凍結	200千円
卵巣組織凍結	500千円
受精卵凍結	350千円
精子凍結	30千円
精巣内精子採取	350千円

ii) 温存後生殖補助医療

治療種別	補助基準額
胚(受精卵)を用いた治療	100千円
未受精卵を用いた治療	250千円
卵巣組織再移植後の治療	300千円
精子を用いた治療	300千円

※採卵したが状態の良い卵が得られないため中止した場合 100千円

- ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2)

③若年がん患者在宅療養支援 1,746千円
 若年がん患者の福祉用具の貸与・購入に要する経費への補助

- ・補助対象 18歳から39歳までの在宅療養を希望するがん患者
- ・補助基準額 貸与 月額 30千円
 購入 年額 100千円
- ・補助率 県 9/10

(7) 第4期秋田県がん対策推進計画策定に係る調査委託事業

1,557千円

第4期秋田県がん対策推進計画への反映を目的とした、医療従事者及びがん患者の実態に関する調査

- ・委託先 秋田大学

(8) がんとの共生社会推進事業 727千円

①ピア・サポート活動への支援 150千円

がんサロン等の開催経費への補助
 ・補助対象 県内のがん患者団体

「ピア・サポート活動」
 同じ体験をした仲間が相互に助け合い、問題に対応するための知識や情報を共有する活動

②がん患者団体のネットワーク・情報発信の強化 313千円

がん患者団体の交流会の開催及び情報発信
 ・委託先 秋田県がん患者団体連絡協議会
 きぼうの虹

③若い世代からのがん教育 264千円

A Y A世代を対象とした、がんとの向き合い方を学ぶ講座やがんサバイバーとの交流等の実施
 ・委託先 秋田大学

予算額 116,994千円 (国 80,754 諸 51 〇 36,189)

<p>1 事業目的 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、民・学・官・報の一層の連携強化による、自殺予防活動を展開する。</p> <p>2 実施主体 県、市町村、秋田大学、民間団体等</p> <p>3 事業内容 (1) 地域自殺対策強化事業 69,151千円</p> <p>①電話相談支援事業 「あきたいのちのケアセンター」における相談支援</p> <p>②人材養成事業 心はればれゲートキーパー養成講座 ・委託先 秋田ふきのとう県民運動実行委員会</p> <p>③普及啓発事業 ・ふきのとうホットラインリーフレット等の作成 ・地域振興局による関係機関ネットワーク会議や街頭キャンペーン 等</p> <p>④地域自殺対策強化事業費補助金 市町村、民間団体等による自殺予防活動に対する支援</p> <p>i)補助対象 市町村、民間団体等(15団体等)</p> <p>ii)主な事業内容 ・相談窓口の設置 ・戸別訪問 ・サポーター養成研修 ・交流サロン活動 等</p>	<p>⑤地域自殺対策推進センター運営事業 自殺対策連携推進員の配置による市町村等への支援 ○主な事業内容 ・自死遺族や自殺未遂者の相談支援 ・保健所や市町村の取組支援 等</p> <p>(2) 心の健康づくり推進事業 176千円 健康づくり審議会「心の健康づくり推進分科会」の開催</p> <p>(3) 自殺予防県民運動推進事業 2,738千円 「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」の事業活動に対する補助 ・対象経費 実行委員会の運営費及び研修会、県民運動大会、街頭キャンペーン(3回) 等</p> <p>(4) 自殺未遂者支援事業 724千円 自殺未遂者に対する地域の支援体制の構築に向けた関係者会議及び研修会の開催 ・対象者 医療関係者、消防、行政関係者 等</p> <p>(5) 精神疾患に対する医療等の支援対策強化事業 751千円 自殺との関連が深い、うつ病等の精神疾患に関する相談員や医療関係者の対応力向上を図るための研修会の開催</p>
--	--

(6) SNS相談支援事業 17,360千円
SNSによる相談を実施する民間団体に対する補助
・補助対象 NPO法人蜘蛛の糸

(7) 秋田大学自殺予防センター事業 26,094千円
「民・学・官・報」の連携強化に向けた、秋田大学自殺予防総合研究センターで実施する自殺対策の実践的研究に対する補助

【主な事業内容】

- ① SNSを活用した高齢者支援
SNSを利用した高齢者と学生の交流事業の実施及び効果検証
- ② 勤労者のメンタルヘルス調査
勤労者のメンタルヘルス調査結果の分析により、若年・女性勤労者の課題を抽出・公表
- ③ 中高生へのSOSの出し方教育
SOSの出し方教育の実施、教材の改良等
- ④ メンタルヘルスサポーターフォローアップ研修
地域で自殺予防活動に携わるボランティアを対象とした研修会の開催
- ⑤ 自殺未遂の救急患者に対する医療・保健の連携体制強化
自殺未遂により搬送された救急患者の心のケアを図るための対応訓練の実施

⑥ 自殺未遂者とその家族を支援するネットワーク作り
支援ボランティア養成講座の実施及び自殺未遂者とその家族を対象とした集いの開催等

⑦ ⑧ 居場所づくり活動の実態調査
傾聴サロン等の活動内容及び利用者の意見等の聞き取り調査による、高齢者の自殺対策に関する課題抽出・検証

⑧ ⑨ 地域の自殺対策実態調査
令和4年度に実施した県民意識調査を元に、市町村や保健所管内毎の特徴の分析及び情報の提供

⑨ ⑩ 経営者向けのストレスマネジメント研修
小規模経営者を対象としたストレスマネジメント研修の実施等

予算額 79,661千円 (国 5,783 県 3,382 市 70,496)

1 事業目的
安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向け、総合的な支援を行う。

2 実施主体 県、市町村

3 事業内容

(1) 母体健康増進支援事業 5,475千円

① 妊婦歯科健康診査事業 5,338千円

妊婦歯科健康診査に要する経費の一部を助成する。

- ・対象回数 1回
- ・補助基準額 4,000円
- ・補助率 県1/2

② HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス)母子感染研修会 137千円

HTLV-1の母子感染の予防のため、医療従事者及び行政の保健師を対象に研修会を開催する。

(2) 幸せはこぶコウノトリ (不妊治療総合支援) 事業 64,768千円

① 不妊治療に要する治療費の助成

57,604千円

i) 「特定不妊治療」の治療費において、公的医療保険適用後の自己負担額の一部を助成する。

・対象者年齢 43歳未満(男性は年齢制限なし)

○ 保険適用となる6回目までは1回当たり最高9万円の助成

○ 保険適用の上限を超えた7回目から9回目までは最高30万円の助成(下記スキーム図参照)

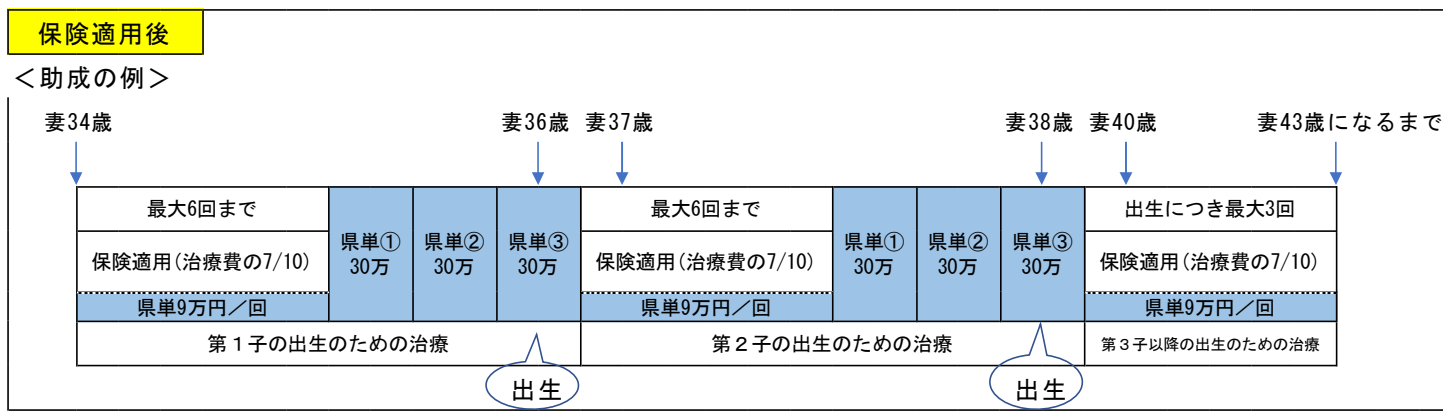
ii) 特定不妊治療に併せて行われる保険適用外の先進医療に要する費用の一部を助成する。

・対象者年齢 43歳未満(男性は年齢制限なし)

・助成回数 1年に1回まで

・助成上限額 10万円

【参考】 不妊治療に要する治療費の助成 (スキーム図)

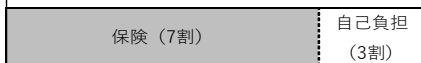


iii) 先進医療とならない保険適用外の治療を含む治療にかかる費用の一部を助成する。

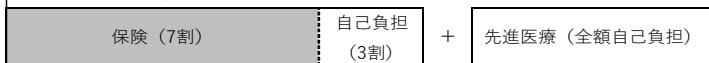
- ・対象者年齢 43歳未満(男性は年齢制限なし)
- ・助成回数 1年に1回まで
- ・助成上限額 30万円

【参考】

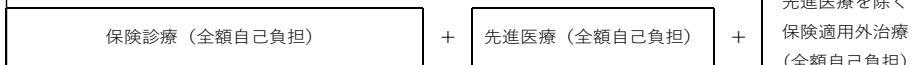
保険適用のみ



①保険外併用 (保険適用と「先進医療」と認められる治療との組み合わせ)



②先進医療とならない保険適用外の治療を含む場合



②不妊専門相談センターの運営等 4,914千円
不妊治療(不育症)に関する情報を提供するとともに、医師、看護師、助産師及び心理士が相談に応じる。

- ・委託先 秋田大学
- ・相談体制 電話・面接・メール

③秋田市不妊治療費総合支援事業費補助金 2,250千円

(3) 難聴児補聴器購入費助成事業 1,162千円
身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度の聴覚障害児の補聴器購入及び修理に要する経費の一部を助成する。
・実施主体 市町村
・対象者 中軽度の難聴児(聴力レベル30dB以上70dB未満)
・補助率 県1/3

(4) 女性の健康支援事業 7,031千円
女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期に至る女性を対象とした身体的・精神的な悩みに関する相談支援を行う。
・委託先 NPO法人ここはぐ
・相談体制 SNS、ウェブ、電話、面接、受診同行等

(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 645千円
①母子保健コーディネーター研修 550千円
市町村が設置する子育て世代包括支援センターにおいて中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターを育成
・委託先 秋田県助産師会
②母子保健連絡調整会議 95千円
保健所と市町村との情報交換、事例検討及び研修

(6) 不育症検査費用助成事業 580千円
先進医療における保険適用外の検査費用の一部を助成する。
・対象者 不育症治療者
・助成額 一回 6万円を上限

予算額 77,264千円 (国 10,571 入 20,000 〇 46,693) [地域医療介護総合確保基金]

<p>1 事業目的 エボラ出血熱、ペスト等の一類感染症や新型インフルエンザ等感染症、新興感染症等の患者発生時において、迅速かつ確実に対応するため、必要な医療資機材の整備や受入病床の確保等による体制強化を図る。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 対策推進事業等 2,336千円 発生動向調査や新興感染症部会に要する経費</p> <p>(2) 感染防御対策事業 6,896千円 新興感染症に対応するため、保健所職員の防護服や消毒薬の整備に要する経費</p> <p>(3) 一類感染症対策事業 12,856千円 ・補助対象 秋田大学医学部附属病院 ・対象経費 エボラ出血熱等の一類感染症の受入体制の整備に要する経費 ・補助率 運営費補助 10/10 (国1/2、県1/2)</p>	<p>(4) 抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業 21,805千円 ・備蓄用抗インフルエンザウイルス薬に関する保管庫のエアコン点検等の管理費用 ・抗インフルエンザウイルス薬廃棄及び購入費用</p> <p>(5) 感染症患者医療費等 467千円 二類感染症患者を入院措置した場合の医療費のうち、自己負担分について負担する経費等 ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2)</p> <p>(6) 感染症指定医療機関運営費補助金 5,854千円 平時に感染症病床を使用しない第二種感染症指定医療機関(4医療機関)に対し、維持管理費用を助成するための経費 ・補助率 運営費補助 10/10 (国1/2、県1/2)</p>
---	--

(7) 感染症対応基盤強化事業 20,000千円

感染症医療体制強化を目的とし、秋田大学が実施する感染症対応基盤強化事業への補助

【事業内容】

- ① 感染症コアセンターを設置し、感染症専門医療人材を配置
 - ② 病原体ゲノム解析に基づく地域での感染制御体制の確立
 - ③ 県全体を包括する感染制御ネットワーク体制の整備
- ・ 補助率 10 / 10

(8) ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策影響調査事業

7,050千円

感染症予防計画や医療保健福祉計画の改定にあたり、新型コロナウイルス対策に係る課題、診療・検査医療機関に対する影響及び高齢者施設に対する医療支援のあり方の調査等を実施し、実効性のある新興感染症関係の計画策定に活用する。

- ・ 委託先 (一社) 秋田県医師会

予算額 11,709,663千円（国10,830,221 県52,500 市30,583 市796,359）[地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、医療提供体制や検査体制を整備するとともに、保健所の体制強化や自宅療養者に対する支援を行う。

2 実施主体 県、市町村、医療機関等

3 事業内容

(1) 検査体制整備事業 736,682千円

①健康環境センター等検査体制整備

33,322千円

健康環境センター及び保健所が行う行政検査の体制整備に要する経費

②医療機関等の検査機器整備 200,000千円

- ・補助対象 医療機関、民間検査機関
- ・補助率 国10/10

③民間検査機関等検査委託 203,360千円

民間検査機関や診療・検査医療機関への検査依頼に要する経費

④秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター

300,000千円

重症化リスクの低い有症状者を対象に、無料で抗原検査キットを配付するとともに、自己検査等で陽性と判明した方の陽性登録を行う。

(2) 医療機関設備整備等事業 628,000千円

感染症患者等の外来・入院に対応するための医療機器整備等に要する経費を助成する。

①外来医療機関整備事業 98,000千円

- ・設備 空気清浄機、簡易ベッド等
- ・補助率 国10/10

②入院医療機関整備事業 505,000千円

- ・設備 人工呼吸器、生体情報モニタ等
- ・補助率 国10/10

③医療資材提供事業 25,000千円

- ・資材 個人防護具、検査用消耗品等
- ・補助率 国10/10

(3) 新型コロナウイルスPCR検査等保険適用外負担費

687,960千円

医療機関において、医師の判断で実施するPCR検査等の自己負担分を負担する。

(4) 受診相談センター設置事業 101,147千円

看護師が24時間体制で新型コロナウイルス感染症に関する医療相談を受け付ける「あきた新型コロナ受診相談センター」の設置や、県民への周知啓発を行う。

(5) 新型コロナウイルス感染症保健所体制整備事業
622,133千円

①発生動向調査事業等 564,292千円
会計年度任用職員の増員（各保健所4名）
や保健所業務の外部委託に要する経費

②感染症患者移送事業 34,974千円
保健所、消防機関及び民間事業者が行う感
染症患者等の移送に要する経費

③保健所応援派遣事業 22,867千円
感染拡大時における外部の専門職（IHEAT）
による応援体制の構築に要する経費

(6) 医療従事者等支援事業 25,500千円
感染症患者に直接対応する医療従事者等の宿
泊施設確保に要する経費を助成する。
・補助対象 感染症指定医療機関
・補助率 国10/10

(7) 新型コロナウイルス感染症対策協議会運営費等
52,757千円

①保健医療対策部運営費等 24,765千円
新型コロナウイルス感染症に関する業務を一
元的に行う「秋田県新型コロナウイルス感染症
対策本部 保健医療対策部」の運営に要する経
費等

②医療従事者派遣体制確保事業等
27,992千円

体外式膜型人工肺（ECMO）を扱える医
師の派遣や感染した医師に代わり診療を行
う医師の派遣に要する経費等

(8) 新型コロナウイルス感染症患者医療費
193,950千円
入院措置した新型コロナウイルス感染症患者
の医療費自己負担分を負担する。

(9) 指定医療機関病床確保事業
5,961,780千円

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる
ための専用病棟や専用病床を確保している医療
機関に対し、空床期間の診療収入分に相当する
費用について補助する。

- ・補助対象 感染症指定医療機関等
- ・補助率 国10/10

(10) 新型コロナウイルス感染症診査協議会運営費等
1,560千円
入院勧告等必要な事項を診査する協議会の運営
に要する経費

(11) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金
265,119千円

市町村が実施する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金対象事業に要する経費を助成する。

- ・補助対象 秋田市
- ・補助率 国10/10

(12) 新型コロナウイルス感染症医療従事者養成研修事業

5,699千円

重症患者に対応可能なECMOや人工呼吸器を扱うことができる医療従事者を養成する。

- ・委託先 NPO法人日本ECMOnet
- ・対象経費 研修運営に要する経費

(13) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業
1,989,675千円

①食料品等配送事業 754,275千円

自宅療養者に対し、食料品などの療養に必要な物資の提供に要する経費。

- ・委託先 民間事業者
- ・対象経費 食料品及び衛生用品

②夜間相談窓口の設置 7,800千円

自宅療養者の健康状態の急変に備え、夜間に看護師が対応する相談窓口の設置に要する経費。

③自宅療養者医療費 1,227,600千円

自宅療養に係る医療費自己負担分を負担する。

(14) 新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策事業
175,000千円

感染の早期発見を目的として集中的に検査を実施するため、保健所等に配置している抗原検査キットについて、検査数の増加に対応し速やかに検査できる体制を整備する。

- ・抗原検査キットの購入(17.5万テスト分)

(15) 新型コロナウイルス感染症地域連携体制強化事業
52,500千円

新型コロナウイルス感染症患者受入病院に対して、感染症対策に係る地域の指導的役割を担う人材を育成するために必要な経費を助成する。

- ・補助対象 感染症指定医療機関
- ・補助率 10/10

(16) 新型コロナウイルス感染症罹患後症状対策事業
2,451千円

医療機関を対象とした罹患後症状の診療に関する研修を実施するとともに、県民に対する周知啓発を行う。

(17) 新型コロナウイルス感染症総合案内窓口設置事業
207,750千円

新型コロナウイルス感染症に関する相談を一元的に受け付ける総合案内窓口を設置するとともに、窓口の周知啓発を行う。

予算額 3,545千円（⊖ 3,545）

1 事業目的

地震などの自然災害や大規模な事故の発生、新興感染症のまん延時等に、被災地における医療活動や地域において必要な医療を提供できるよう、災害時の医療体制の充実強化を図る。

2 実施主体 県

3 事業内容

災害時における医療について、県内の医療従事者が最新の知識・技術を習得するための研修を実施する。

- ・対象 県内医療従事者（75人程度）
- ・時期 令和5年10～11月（2日間）
- ・場所 秋田市内
- ・研修内容 災害医療基礎研修
（DMAT隊員養成研修の一部を兼ねる内容）
 - ・トリアージ、応急治療、搬送
 - ・指揮命令、安全確保、情報伝達
 - ・諸機関との連携
 - ・局地災害におけるDMATの活動
 - ・新興感染症の対応

【参考】

災害派遣医療チーム（DMAT）

- ・災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）から活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム

秋田DMATの状況（令和4年4月1日現在）

- ・指定医療機関 15病院
- ・チーム数 30チーム
- ・隊員数 171人

予算額 22,485千円 (⊕ 15,503 ⊖ 6,982) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

県民に質の高い医療を将来にわたって持続的に提供できる体制を確保するため、地域の医療需要を見据えた医療機能の分化・連携などを推進する。

2 実施主体 県、県内医療機関

3 事業内容

(1) 医療保健福祉計画策定事業 1,282千円

次期医療保健福祉計画の策定に当たり、医療連携体制や数値目標等について、疾病・事業ごとに検討会を設け、協議する。

(2) 地域医療構想推進事業 5,988千円

地域医療構想調整会議において、将来を見据えた地域の医療提供体制に係る協議を行う。

- ・ 構 成 員 関係団体、病院代表者、市町村、医療保険者 等
- ・ 内 容 地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の議論 等

(3) 地域医療構想の実現に向けたワーキンググループ設置事業

1,590千円

人口減少下における医療提供体制を確保していくため、若手医師による地域医療構想WGを設置し、将来の地域医療のあり方について協議・提言の取りまとめ等を行う。

①委 託 先 (一社) 秋田県医師会

- ②内 容
- ・ タスクフォース (運営委員会) の開催
 - ・ 若手医師WG (県北・県央・県南) の開催
 - ・ 県民向けシンポジウム開催

(4) ①心臓リハビリテーション施設設備整備事業

13,625千円

高齢化の進行により増加が見込まれる心不全等の患者が、急性期の治療後、それぞれの地域で心臓リハビリテーション(※1)を受けられるよう、必要な設備の導入や人材の育成を行う医療機関に対し、助成する。

①設備整備 13,333千円

- ・ 対象経費 心臓リハビリテーション設備整備費
 - ・ 運動負荷試験装置
 - ・ 心電図モニター装置
 - ・ エルゴメータ 等

・ 基準額 20,000千円

・ 補助率 2 / 3

- ②人材育成 292千円
- ・対象経費 心臓リハビリテーション指導士育成費（※2）
 - ・研修受講費用
 - ・認定試験受験費用 等
 - ・基準額 110千円
 - ・補助率 2 / 3

※1 心臓リハビリテーション

心大血管疾患の手術後の患者等に対し、心機能の回復や再発予防を図るために、専任の医師の指導管理の下で、運動療法等を行うもの。

実施には、専用の訓練室が必要であるほか、経験のある医師等の配置についての条件を満たさなくてはならない。

○全国との比較

	秋田県	全 国	出 典
届出医療機関数 (人口10万人当たり)	9 (0.91)	1,469 (1.15)	施設基準の届出等一覧（令和4年12月1日現在）
リハビリ実施件数 (人口10万人当たり)	3,354 (340.4)	526,575 (414.2)	令和2年度病床機能報告

※2 心臓リハビリテーション指導士

特定非営利活動法人日本心臓リハビリテーション学会による認定資格で、循環器疾患の患者に対し、運動療法のほか、食事や服薬などの包括的な介入を行い、再発予防など予後の改善を図る役割を担う。

医師、看護師、理学療法士などの資格を有していることが認定の条件となっている。

○心臓リハビリテーション指導士数

	秋田県	全 国	出 典
心臓リハビリテーション指導士数 (人口10万人当たり)	50 (5.07)	6,597 (5.19)	NPO法人日本心臓リハビリテーション学会指導士名簿（令和4年2月22日現在）

予算額 6,000千円（Ⓐ 6,000）[地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

在宅医療に取り組む医療機関の維持・拡大を図るため、在宅医療の提供に必要な機器等の整備に対し助成する。

2 実施主体 県内医療機関

3 事業内容

(1) 新たに在宅医療に取り組む医療機関

- ・対象経費 1品100千円以上の医療機器購入費
(複数機器可)
- ・基準額 1,500千円
- ・補助率 1/2 (上限額 750千円)

(2) 在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所

- ・対象経費 1品500千円以上の医療機器購入費
(1機器に限る)
- ・基準額 1,500千円
- ・補助率 1/3 (上限額 500千円)

【参考】

在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所

- ・往診や訪問看護に24時間対応可能で、在宅療養患者の緊急入院に対応できる体制（他の医療機関との連携体制を含む）が確保されている病院・診療所

県内の状況（令和4年12月1日時点）

- ・在宅療養支援病院 12か所
- ・在宅療養支援診療所 63か所

予算額 2,967,456千円 (国 2,961,559 諸 10 一 5,887)

<p>1 事業目的 新型コロナウイルス感染症患者の拡大に対応するため、各種取組を実施することにより地域の医療提供体制の維持・確保等を図る。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 911,344千円 新型コロナワクチンの接種を円滑に実施するために必要な体制を整備する。</p> <p>①接種サポート体制整備 10,822千円 市町村又は医療機関からの要請に応じ、集団接種等を安全かつ効率的に行う体制を構築する。 ・実施期間 令和5年4月～9月 ・委託先 (一社) 秋田県医師会</p> <p>②副反応対応体制確保 5,839千円 接種医療機関又はかかりつけ医療機関からの紹介を受け、副反応が疑われる症状について専門的に対応し、適切な受診につなげる体制を確保する。 ・実施期間 令和5年4月～12月 ・委託先 秋田大学医学部附属病院</p>	<p>③県民相談窓口の設置 69,558千円 県民又は医療機関等からの相談に対応する県相談窓口を設置する。 ・実施期間 令和5年4月～12月 ・委託先 民間事業者</p> <p>④ワクチン輸送委託 7,800千円 市町村間のワクチン移送を委託する。 ・実施期間 令和5年4月～9月 ・委託先 医薬品卸売業者</p> <p>⑤時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業 161,840千円 時間外・休日における集団接種に医師・看護師等を派遣する医療機関に対し、派遣に要する経費を助成する。 ・対象期間 令和5年4月～9月 ・基準額 医師 1人1時間当たり 7,550円 看護師等 1人1時間当たり 2,760円</p>
---	---

⑥新型コロナワクチン個別接種促進事業

648,000千円

個別接種を行う医療機関に対し、支援金を支給する。

- ・対象期間 令和5年4月～9月
- ・対象施設 病院、診療所
- ・支給内容

一定規模の接種を継続的に実施した診療所への支援

1週当たりの接種回数	支援額
100回以上	2,000円/回
150回以上	3,000円/回

まとまった規模の接種を実施した診療所への支援

1日当たりの接種回数	支援額
50回以上	100,000円/日

特別な体制を組んだ個別接種を実施した病院への支援

1日当たりの接種回数	支援額
50回以上	従事者1人1時間当たり 医師 7,550円 看護師等 2,760円

⑦職域接種中小企業等支援事業

3,000千円

中小企業等が職域追加接種を共同で実施するために必要な経費を助成する。

- ・対象期間 令和5年4月～9月
- ・基準額 1,500円×接種回数

⑧事務費

4,485千円

(2) 新型コロナウイルス感染症軽症者等受入施設整備事業

2,023,637千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制を構築するため、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設を運営する。

- ・実施期間 令和5年4月～9月
- ・施設数 民間宿泊施設等4棟
(県央2、県南1、県北1)
- ・受入対象 自宅療養が困難な軽症者等
- ・対象経費 宿泊者への医療・生活支援に関する経費

(3) DMAT等医療チーム感染症対策派遣事業

32,475千円

医療施設等における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に対応するため、ACOMAT(秋田県コロナ医療支援チーム)を現地に派遣し、施設での感染拡大の防止を図る。

- ・実施機関 令和5年4月～9月
- ・構成員 医師、看護師、業務調整員
- ・派遣先 医療施設、介護施設、社会福祉施設等

予算額 419,863千円 (国1,157 県192,866 諸8,100 市217,740) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

医師の増加と地域偏在の是正に向け、医師が大学と地域の病院等を循環しながら研鑽を積みキャリア形成ができる体制を構築することにより、医師の県内定着を図る。

2 事業内容

(1) 地域医療従事者医師修学資金等貸与事業

307,578千円

県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与する。

区分		貸与月額	新規	継続
医学生	地域枠	100・150千円	29人	135人
	市町村振興枠	100・150千円	終了	12人
	元気枠	200千円	終了	1人
合計			29人	148人

※地域枠、市町村振興枠の貸与月額は自宅通学者が100千円、自宅外通学者が150千円

令和4年度 修学資金貸与の状況

(R5年1月現在)

	医学生							大学院生	計
	県内地域枠	全国地域枠	一般枠	市町村振興枠	ふるさと元気枠	岩手医科大学大枠	東北医薬大枠		
貸与期間中	134	25	0	19	1	4	10	0	193
新規	24	5		0		2	4	0	35
継続	110	20		19	1	2	6	0	158
返還猶予中	2	0	0	2	1	0	0	3	8
義務履行中	139	25	1	12	27	0	0	2	206
臨床研修	35	9	0	8	7	0	0		59
勤務	104	16	1	4	20	0	0	2	147
(うち知事指定)	(36)	(4)	(0)	(4)	(8)	(0)	(0)	(2)	54
計	275	50	1	33	29	4	10	5	407

(2) あきた医師総合支援センター運営事業

91,600千円

修学資金貸与医師等の若手医師に対する地域循環型キャリア形成支援システムの推進等を実施する。

①運営体制 県と秋田大学が共同で運営

②事業内容

【大学】

- ・キャリア形成支援システムの推進
- ・最新の知識や技術に関する研修等の実施
- ・男女共同参画の推進、女性医師の支援
- ・地域の病院へ定期的な指導医の派遣 等

【県】

- ・ドクターバンクによる医師の紹介
- ・修学資金貸与医師の配置調整 等

(3) 地域偏在改善に向けた地域医療実習支援事業
16,000千円

地域医療に従事することの意義を理解し、医師少数区域等で積極的に勤務する意欲を持った医師を養成するため、秋田大学医学生の実習を受け入れる医療機関に対し、実習受入経費の一部を助成する。

- ①補助対象 医師少数区域等の実習受入医療機関
- ②対象経費 医療機関が負担する受入経費
- ③積算 80千円×10月×20医療機関
- ④補助率 10/10

(4) 総合的な診療能力を持つ医師養成支援事業
3,528千円

秋田大学に設置された「総合診療医センター」と連携して、将来、本県での従事が見込まれる東北医科薬科大学や自治医科大学、岩手医科大学等の県外医学生に対して、総合的な診療能力を持つ医師の養成に係る卒前教育を支援する。

- ・ 県外医学生を対象とした地域医療実習の開催
- ・ 秋田大学医学生と県外医学生合同のシンポジウム等の開催

(5) 専門医認定支援事業 1,157千円

医師少数県である本県の研修医療機関において、専門研修を促進するため、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定に要する経費の一部を助成する。

- ①補助対象 秋田大学医学部附属病院
- ②対象経費 プログラム策定に要する経費
- ③補助率 1/2 (国10/10)

予算額 94,174千円 (⊕41,600 ⊖ 52,574) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

本県の地域医療に縁の深い岩手医科大学、東北医科薬科大学及び弘前大学と連携して寄附講座の設置や修学資金の貸与を実施することにより、地域医療の充実を図る。

2 事業内容

(1) 県外医学生地域医療従事者医師修学資金貸与事業

54,174千円

岩手医科大学及び東北医科薬科大学と連携し、県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与する。

区 分	貸与月額	新規	継続
岩手医科大学秋田県地域枠	300千円	2人	4人
東北医科薬科大学枠	100・150千円	7人	10人
合 計		9人	14人

※東北医科薬科大学枠の貸与月額は自宅通学者が100千円、自宅外通学者が150千円

(2) 鹿角地域医療多職種連携推進学講座設置事業

20,000千円

岩手医科大学に設置した寄附講座において、鹿角地域の医療の確保に向けた実践的な研究を行う。

- ①設置期間 令和2～6年度（5年間）
- ②令和5年度 寄附金額 30,000千円
 - 〔 県 20,000千円 〕
 - 〔 鹿角市・小坂町 10,000千円 〕

- ③研究テーマ
 - ・鹿角地域における医療連携のあり方に関する実践的研究
 - ・鹿角地域で働く若手医師・看護師等の人材育成 等

④教 員 3人（医師）

(3) 大館・北秋田地域医療推進学講座設置支援事業

20,000千円

大館・北秋田地域の医療の充実を図るため、弘前大学に寄附講座を設置する大館市に対し助成を行う。

- ・補助対象 大館市
- ・対象経費 弘前大学への寄附講座設置経費
- ・補助率 2/3（上限20,000千円）

【参考】寄附講座の概要

- ①設置期間 令和5～9年度（5年間）
- ②研究テーマ
 - ・地域の医療診療ネットワークの構築
 - ・大学と地域の病院との循環による地域医療を担う人材育成
 - ・県北地域をカバーする地域救命救急センターの設置に向けた体制構築 等

③教 員 5人（医師）

【議案第73号関係】

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する
条例案の概要について

福祉政策課

1 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している子ども・子育て支援法の条項を改めることとする。（第1条及び第8条関係）

3 施行期日

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和5年4月1日）から施行することとする。

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

<p>2・3 略</p> <p>一 略</p> <p>二 子ども・子育て支援法第七十二条第四項各号に掲げる事務</p>	<p>新</p>
<p>2・3 略</p> <p>一 略</p> <p>二 子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務</p>	<p>旧</p>

（設置）
第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七條第一項の規定及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項の規定に基づく合議制の機関として、秋田県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（設置）
第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七條第一項の規定及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項の規定に基づく合議制の機関として、秋田県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（児童福祉専門分科会の部会）
第八条 審議会は、児童福祉専門分科会に、次に掲げる事務について調査審議するための部会を設けるものとする。

（児童福祉専門分科会の部会）
第八条 審議会は、児童福祉専門分科会に、次に掲げる事務について調査審議するための部会を設けるものとする。

【議案第74号関係】

秋田県子ども・女性・障害者相談センター
条例案の概要について

福祉政策課

1 制定理由

福祉及び精神保健に関する社会環境の変化に伴い複雑化し、かつ、多様化するこれらの社会福祉に係る問題に対し、高度の専門性を有するとともに、当該分野を超えて柔軟かつ的確に対応できる相談体制を整備することにより、児童、女性、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進並びに県民の精神保健の向上を図るため、秋田県子ども・女性・障害者相談センターを設置する必要がある。

2 内容

- (1) 秋田県子ども・女性・障害者相談センター（以下「センター」という。）の設置目的、位置等について定めることとする。
- (2) センターの業務を定めることとする。
- (3) センターの使用料等の徴収及び減免について定めることとする。
- (4) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。
- (2) 次の条例を廃止することとする。
 - ① 秋田県女性相談所条例
 - ② 秋田県精神保健福祉センター条例
 - ③ 秋田県福祉相談センター条例
 - ④ 秋田県陽光園条例
- (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (4) 秋田県行政機関設置条例について所要の規定の整理を行うこととする。

【議案第75号関係】

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により児童福祉施設の運営に関する基準について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）は、児童の安全の確保を図るための安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととする。（第3条の3関係）
- (2) 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により、当該児童の所在を確認しなければならないこととする。（第3条の4関係）
- (3) 児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の児童の見落としを防止する装置を備え、児童の所在の確認を行わなければならないこととする。（第3条の4関係）
- (4) 児童に対する懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削ることとする。（第9条関係）

(5) 児童福祉施設は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。（第9条の2関係）

(6) 児童発達支援センターは、入所している障害児と保育所入所児童等を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該障害児の支援に直接従事する職員を、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができることとする。（第39条及び第41条関係）

(7) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。ただし、2(4)は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (3) 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年秋田県条例第27号）について所要の規定の整理を行うこととする。

新	旧
<p>(非常災害対策)</p> <p>第三条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条及び第九条の三において「障害児入所施設等」という。）を除く。次項及び第九条の二において同じ。）は、消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第三条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する当該児童福祉施設の外での活動、取組等を含めた当該児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他当該児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第三条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条及び第九条の二において「障害児入所施設等」という。）を除く。次項及び第九条の二において同じ。）は、消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 略</p>

<p>(自動車を運行する場合の児童の所在の確認)</p> <p>第三条の四 児童福祉施設は、児童の当該児童福祉施設の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「プザー等」という。）を備え、当該プザー等を用いて前項の規定による児童の所在の確認（児童の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例)</p> <p>第六条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときには、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を当該他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の処遇を直接行う職員については、適用しない。</p> <p>第九条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用の禁止)</p> <p>第九条 児童福祉施設の長は、入所している児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例)</p> <p>第六条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときには、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を当該他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の処遇を直接行う職員については、この限りでない。</p>
---	--

<p>〔業務継続計画の策定等〕</p> <p>第九条の二 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者等に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第九条の三 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者等に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（職員）</p> <p>第三十九条 略</p> <p>2・6 略</p> <p>7 第六条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育</p>
---	---

<p>又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない⁹。</p> <p>〔業務継続計画の策定等〕</p> <p>第九条の二 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者⁹に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（職員）</p> <p>第三十九条 略</p> <p>2・6 略</p>	<p>2 略</p> <p>1 略</p>
---	-----------------------

<p>事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童（以下この項及び第四十一条第二項において「保育所入所児童等」という。）と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限る。当該障害児の支援に直接従事する職員については、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>（職員）</p> <p>第四十一条 略</p> <p>2 第六条第二項の規定にかかわらず、保育所入所児童等と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限る。当該障害児の支援に直接従事する職員については、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（附則第四項による改正）</p>
--	---

<p>（職員）</p> <p>第四十一条 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p>
----------------------------	-----------------------

<p>新</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第九条の三の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と</p>	<p>秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（附則第四項による改正）</p>
--	---

<p>旧</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第九条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と</p>	<p>秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（附則第四項による改正）</p>
--	---

する。

する。

【議案第76号関係】

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する
条例案の概要について

長寿社会課

1 改正理由

介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務に要する費用の見直しに鑑み、同事務に係る手数料の額を引き下げる必要がある。

2 内容

介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験問題作成事務に係る手数料の額を1件につき1,400円（現行1,800円）に引き下げることとする。（別表関係）

3 施行期日等

この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。

備考 略	二〇二十略	一 法第六十九条の二第一項の規定による 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 に関する事務のうち法第六十九条の十一 第一項の試験問題作成事務	区	分	手数料の額 （一件につき） 千四百円	新	別表（第二条関係）
			略	略			
備考 略	二〇二十略	一 法第六十九条の二第一項の規定による 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 に関する事務のうち法第六十九条の十一 第一項の試験問題作成事務	区	分	手数料の額 （一件につき） 千八百円	旧	別表（第二条関係）
			略	略			

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

【議案第77～78号関係】

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する2条例案の概要について

障害福祉課

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）等の一部改正により指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の運営に関する基準を定める次の2条例について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

- ①秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案【議案第77号】
- ②秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案【議案第78号】

2 主な改正内容（〔 〕内は1に掲げる条例のうち該当する条例）

(1)従業者〔①の条例関係〕

指定児童発達支援事業者等は、入所している障害児と保育所入所児童等を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者を、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができることとする。

(2)安全計画の策定等〔①・②の条例関係〕

指定児童発達支援事業者等は、障害児の安全の確保を図るための安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととする。

(3)自動車を運行する場合の障害児の所在の確認〔①・②の条例関係〕

指定児童発達支援事業者等は、障害児の事業所外での活動、取組等のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により、当該障害児の所在を確認しなければならないこととする。

(4)自動車を運行する場合の障害児の所在の確認〔①の条例関係〕

指定児童発達支援事業者等は、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の所在の確認を行わなければならないこととする。

(5)懲戒に係る権限の乱用の禁止〔①・②の条例関係〕

障害児に対する懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削ることとする。

3 施行期日等

- (1)この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。
ただし、2(5)は、公布の日から施行することとする。
- (2)この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新

旧

(従業者)

(従業者)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、第一号に掲げる従業者にあつては、規則で定めるところにより指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。第三項及び次条第五項において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるものとする。

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一・二 略

一・二 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に

係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第二項第二号及び第四十三条第二項第二号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第二項第二号及び第四十三条第二項第二号において同じ。）を行う場合

係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。以下）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。次条第二項第三号及び第四十三条第二項第三号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条第二項第三号及び第四十三条第二項第三号において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。以下）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。以下）を行う場合

3

3

4 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）（以下「保育所入所児童等」という。）と指定児童発達支援事業所（以下「保育所入所児童等」という。）と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限る。当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。

4 前三項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の従業者

5 前各項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業書の従業者

4 前三項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の従業者

第六条 略

5 第一項第二号から第六号までに掲げる従業者、第二項の機能訓練担当職員及び看護職員並びに第三項各号及び前項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、第一項第四号に掲げる栄養士及び同項第五号に掲げる調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

6 前項の規定にかかわらず、保育所入所児童等と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。

7 略

(安全計画の策定等)

第二十二條の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する当該指定児童発達支援事業所での活動、取組等を含めた当該指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他当該指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の障害児の所在の確認)

第二十二條の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の指定児童発達支援事業所以外の活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該障害児の所在を確実に把握することができる方法により、当該障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備え、当該ブザー等を用いて前項の規定による障害児の所在の確認(障害児の降車の際に行うものに限る。)を行わなければならない。

第二十五條 削除

第六条 略

5 略

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第二十五條 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる当該指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七條第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的

苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(準用)

第二十八条の五 第四条、第七条、第八条、第十二条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは、「第二十八条の五において準用する第二十条各号」と読み替えるものとする。

(従業者)

第二十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、第一号に掲げる従業者にあつては、規則で定めるところにより基準該当児童発達支援の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たるものとする。

一・二 略

2 前項の規定にかかわらず、保育所入所児童等と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。

3 前二項に定めるもののほか、基準該当児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(準用)

第二十八条の五 第四条、第七条、第八条及び第十二条から第二十八条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは、「第二十八条の五において準用する第二十条各号」と読み替えるものとする。

(従業者)

第二十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一・二 略

2 前項に定めるもののほか、基準該当児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(従業者)

第三十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（第三十九条及び第四十条において「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一〇六 略

2 略

3 第一項各号に掲げる従業者及び前項の機能訓練担当職員は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、当該障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所入所児童等と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。

5 前各項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第四十一条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十条の二から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第四十条各号」と、第十八条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

(従業者)

第三十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一〇六 略

2 略

3 前二項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第四十一条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで及び第二十条の二から第二十八条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第四十条各号」と、第十八条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十条の七 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十条の二、第二十一条の二、第二十二条の三、第二十一条、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十条の三第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十条の六各号」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十六条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十条の二、第二十一条の二、第二十二条の三、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで、第五十条の五及び第五十条の六の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十二条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十条の六各号」と読み替えるものとする。

第五十条の七 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十条の二、第二十一条の二、第二十一条、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十条の三第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十条の六各号」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十六条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十条の二、第二十一条の二、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで、第五十条の五及び第五十条の六の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十二条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十条の六各号」と読み替えるものとする。

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案新旧対照表

新	旧
<p>第十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する当該指定福祉型障害児入所施設での活動、取組等を含めた当該指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他当該指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>（自動車を運行する場合の障害児の所在の確認）</p> <p>第十六条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の当該指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該障害児の所在を確実に把握することができする方法により、当該障害児の所在を確認しなければならない。</p> <p>第十九条 削除</p>	<p>（懲戒に係る権限の濫用の禁止）</p> <p>第十九条 指定福祉型障害児入所施設の長たる当該指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第二十六条 第六条、第七条及び第九条から第二十二条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第二十六条において準用する第十四条各号」と、第十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第二十六条 第六条、第七条、第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十二条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第二十六条において準用する第十四条各号」と、第十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第二十六条 第六条、第七条及び第九条から第二十二条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第二十六条において準用する第十四条各号」と、第十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>(修学資金の貸与の対象)</p> <p>第一条の二 秋田県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けることができる者は、第一号及び第三号に掲げる要件又は第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 将来県内の次に掲げる施設又は地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十四条第二項第一号に規定する特定町村（以下「特定施設等」という。）において業務（六）に掲げる施設にあつては、助産師としての業務に限る。以下同じ。）に従事しようとする意思を有すること。ただし、（九）に掲げる施設にあつては、三年以上県内の（一）から（四）まで、（七）又は（八）に掲げる施設において業務に従事した経験（以下「三年以上の県内実務経験」という。）を有する者である場合に限る。</p> <p>（一）～（四） 略</p> <p>（五） 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（次号及び第八條第一項第二号において「介護老人保健施設」という。）</p> <p>（六） 介護保険法第八條第二十九項に規定する介護医療院（次号及び第八條第一項第二号において「介護医療院」という。）</p> <p>（九） 略</p> <p>四 将来県内の診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護事業所又は地域保健法第二十四条第二項第一号に規定する特定町村（以下「県内施設等」という。）において業務に従事しようとする意思を有すること。ただし、訪問看護事業所にあつては、三年以上診療所、病院、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事した経験（第六條第二項第二号及び第八條第一項第二号において「三年以上の実務経験」という。）を有する者である場合に限る。</p>	<p>(修学資金の貸与の対象)</p> <p>第一条の二 秋田県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けることができる者は、第一号及び第三号に掲げる要件又は第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 将来県内の次に掲げる施設又は地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村（以下「特定施設等」という。）において業務（六）に掲げる施設にあつては、助産師としての業務に限る。以下同じ。）に従事しようとする意思を有すること。ただし、（九）に掲げる施設にあつては、三年以上県内の（一）から（四）まで、（七）又は（八）に掲げる施設において業務に従事した経験（以下「三年以上の県内実務経験」という。）を有する者である場合に限る。</p> <p>（一）～（四） 略</p> <p>（五） 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）</p> <p>（六） 介護保険法第八條第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）</p> <p>（九） 略</p> <p>四 将来県内の診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護事業所又は地域保健法第二十一条第二項第一号に規定する特定町村（以下「県内施設等」という。）において業務に従事しようとする意思を有すること。ただし、訪問看護事業所にあつては、三年以上診療所、病院、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事した経験（以下「三年以上の実務経験」という。）を有する者である場合に限る。</p>

【議案第79号関係】

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する
条例案の概要について

医療人材対策室

1 改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による地域保健法（昭和22年法律第101号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 引用している地域保健法の条項を改めることとする。
（第1条の2関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行することとする。